

阿武隈川本宮左岸地区治水対策と 一体となったまちづくりへの提言 (素案)

平成 20 年 3 月

阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会

阿武隈川本宮左岸地区治水対策と 一体となったまちづくりへの提言

(素案)

目次

はじめに

第1章 計画の概要	1-1
1. 計画の背景と趣旨.....	1-1
2. 検討対象区域の概要.....	1-2
2.1 本宮市の概要.....	1-2
2.2 検討方針と検討対象区域.....	1-9
2.3 検討対象区域の概要.....	1-11
3. 検討経緯.....	1-16
3.1 懇談会の進め方.....	1-16
3.2 懇談会委員.....	1-17
第2章 本宮左岸地区の治水対策	2-1
1. 治水対策の考え方.....	2-1
1.1 治水対策の考え方.....	2-1
1.2 各ゾーンに求められる機能.....	2-2
2. 各ゾーンで考えられる治水対策.....	2-4
3. 治水対策の比較.....	2-9
4. 本宮左岸地区の治水対策の方向性.....	2-11
第3章 治水対策と一体となったまちづくりの方向性	3-1
1. 治水対策と一体となった本宮左岸地区のまちづくりの構想.....	3-1
2. 治水対策と一体となった各ゾーンのまちづくりの構想.....	3-4
3. 主な整備メニューの例.....	3-7
第4章 事業の進め方	4-1

はじめに

本提言書は、平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月まで合計 4 回にわたって開催した「阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会」で議論・検討した結果について「阿武隈川本宮左岸地区 治水対策と一体となったまちづくりへの提言」としてとりまとめたものである。

とりまとめにおいては、地域の意向を十分踏まえて進めるため、本宮左岸地区の地区毎の意見を聴く会を開催し、治水対策案やまちづくり構想に対する地域住民の方の意見を伺い、その意見を尊重しながら検討を重ねてきた。

本提言の実現にあたっては、まだいくつかの課題が残されており、治水対策と一体となったまちづくりを確実に実行していくためにも、地域住民をはじめ関係する事業者の連携した取り組みが不可欠である。このため、事業進捗の各段階において、各機関の事業実施状況や評価、さらに必要となるフォローアップを行っていくものとした。

この「治水対策と一体となったまちづくり」の事業が契機となり、本宮左岸地区を中心とする地域の活性化が図られていくことを期待したい。

平成 20 年 3 月

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

本宮市を流れる阿武隈川の左岸地区は中心市街地に位置しており洪水氾濫による被害ポテンシャルが極めて高い地区となっている。過去、昭和61年8月洪水においては阿武隈川に流入する安達太良川の氾濫により甚大な被害を被っており、近年では平成10年8月、平成14年7月において阿武隈川沿いの堤防を越水寸前まで迫る洪水が発生している。

このような背景から、本宮市をはじめ地域住民より早急な治水対策の実施が強く求められているほか、平成19年3月に策定された「阿武隈川水系河川整備計画（大臣管理区間）」においては要整備区間として位置づけられている。

しかし、当該地区は阿武隈川と市街地や街路が隣接する地形条件から従来方式の堤防整備に伴う市街地等への影響が大きいことから、これまで治水対策手法が懸案となってきた。

当該地区の治水対策の実施にあたっては、河川事業のみならず阿武隈川に隣接する住宅地や商業地さらに街路等を含めた総合的な計画検討が不可欠である。

このため、地域の意向に十分配慮し関係する事業者の役割分担と連携のもとに当該地区のまちづくりと一体となった治水対策の計画検討を目的に、地域住民の代表、学識経験者、本宮市、福島県、国土交通省により構成する「阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会」を設立した。

本提言書は、懇談会の検討成果を、「阿武隈川本宮左岸地区 治水対策と一体となったまちづくりへの提言」としてとりまとめたものである。



写真 1-1 平成14年7月洪水の状況

2. 検討対象区域の概要

2.1 本宮市の概要

(1) 本宮市の概要

本宮市は福島県のほぼ中央に位置し、東は三春町、南と西は郡山市、北は大玉村・二本松市に接する。市のほぼ中央を阿武隈川が貫流し、東部には阿武隈山系の山並みや丘陵地、農地が広がり、西部には安達太良山等の山並みを有し、水と緑の豊かな自然に恵まれている。江戸時代は奥州街道の宿場町として栄えてきた。

平成 19 年 1 月に、旧本宮町と旧白沢村が合併し、本宮市となった。



図 1-1 本宮市の位置



写真 1-2 本宮市を貫流する阿武隈川

(2) 本宮市のまちづくり等の変遷

本宮市のまちづくり計画や阿武隈川の整備等の変遷をまとめると以下のとおりである。

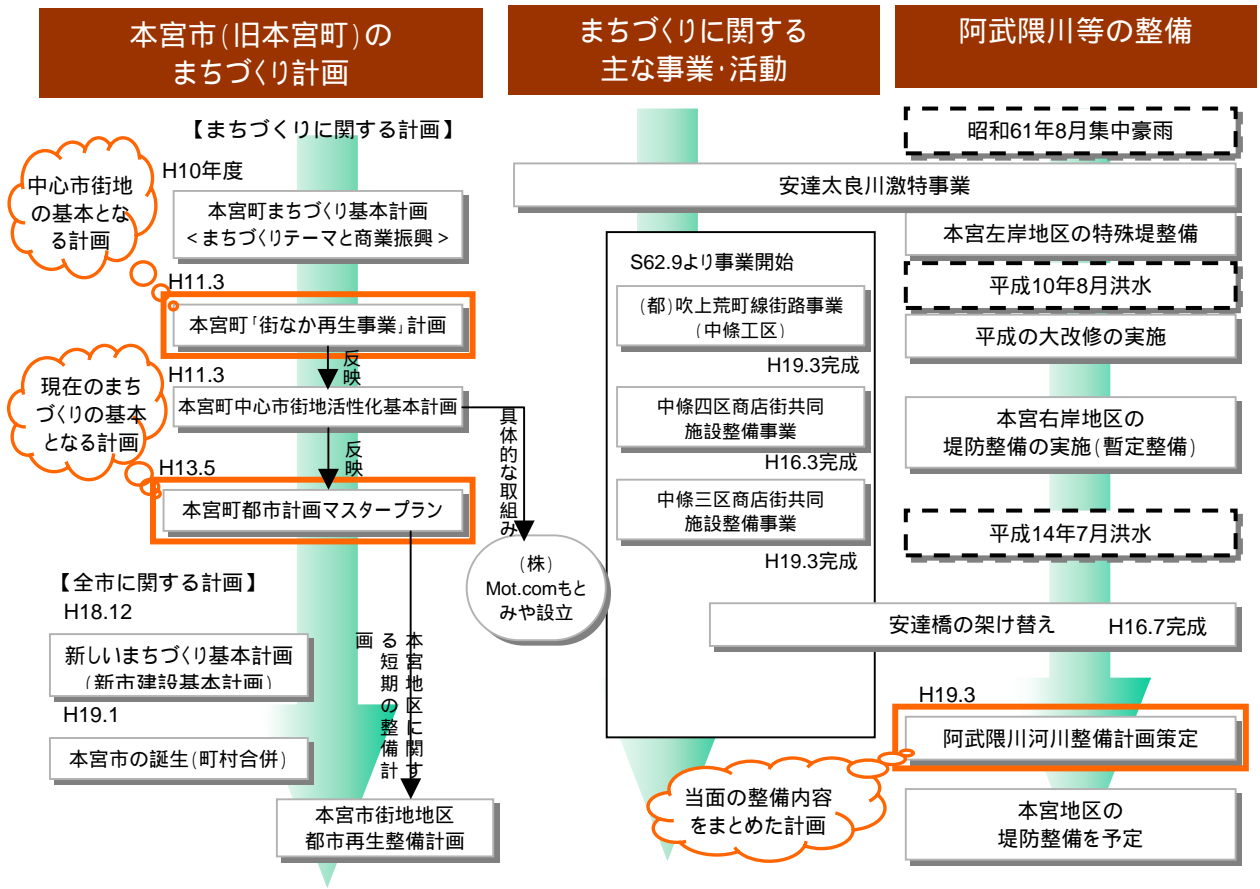


図 1-2 本宮市のまちづくり等の変遷

(3) 阿武隈川の河川整備計画

阿武隈川は、平成 10 年 8 月洪水を踏まえて平成の大改修を実施し、本宮地区は、右岸の堤防整備（暫定）と河道掘削等を実施した。その後も、平成 14 年 7 月洪水において、浸水被害が発生しており、早急な治水対策が必要となっている。

一方、阿武隈川の治水計画としては、平成 19 年 3 月に「阿武隈川水系河川整備計画 [大臣管理区間] 」を策定し、『戦後最大規模である昭和 61 年 8 月洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による床上浸水等重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても被害の軽減に努める』ことを整備の目標に設定している。本宮地区においては、堤防の断面が不足しているため、堤防整備を目指すこととしている。



写真 1-3 平成 14 年 7 月洪水の状況



写真 1-4 本宮左岸・右岸地区(堤防整備予定箇所)

本宮左岸地区の堤防整備は、百日川～鳴瀬までの約 2.2km の区間を予定している。

堤防整備の実施にあたっては、用地の制約等により家屋の移転が生じる可能性があり、市街地への影響が懸念される。

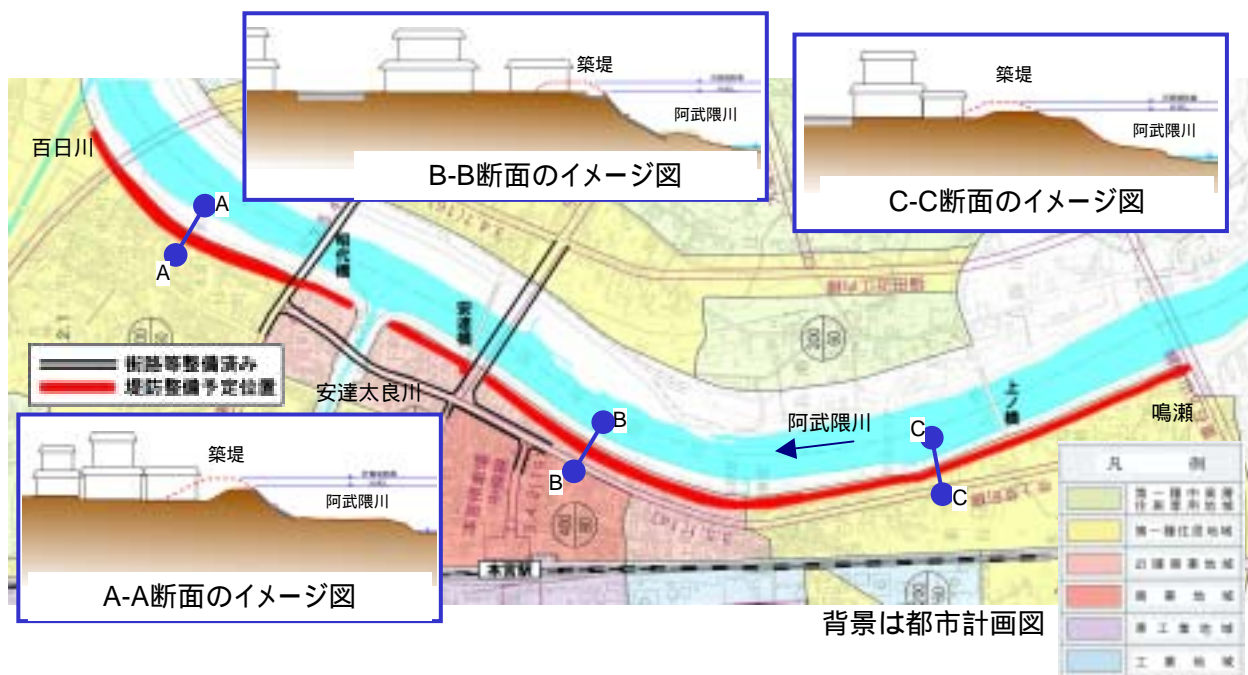


図 1-3 本宮左岸地区の堤防の整備イメージ図

(4) 本宮市のまちづくり計画の概要

1) 都市マスタープラン

市街地全域を対象とした都市づくりの計画としては「本宮町都市計画マスタープラン」が基本として位置づけられている。概要は以下のとおりである。

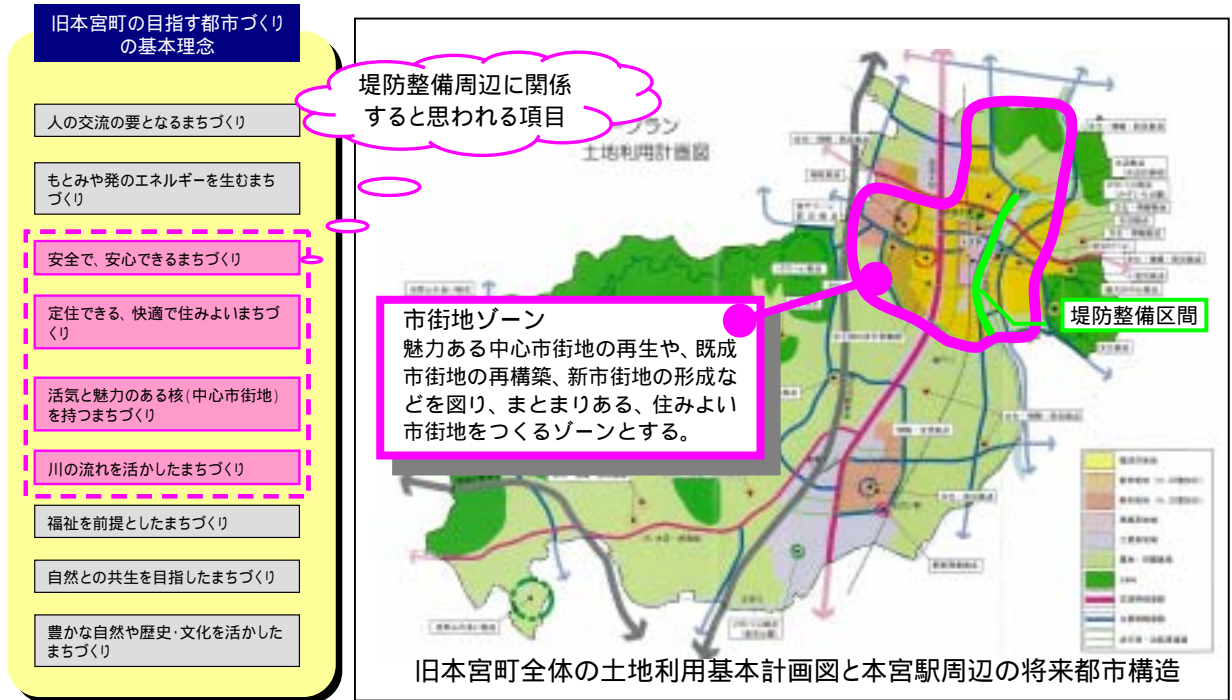


図 1-4 都市計画マスタープランの基本構想

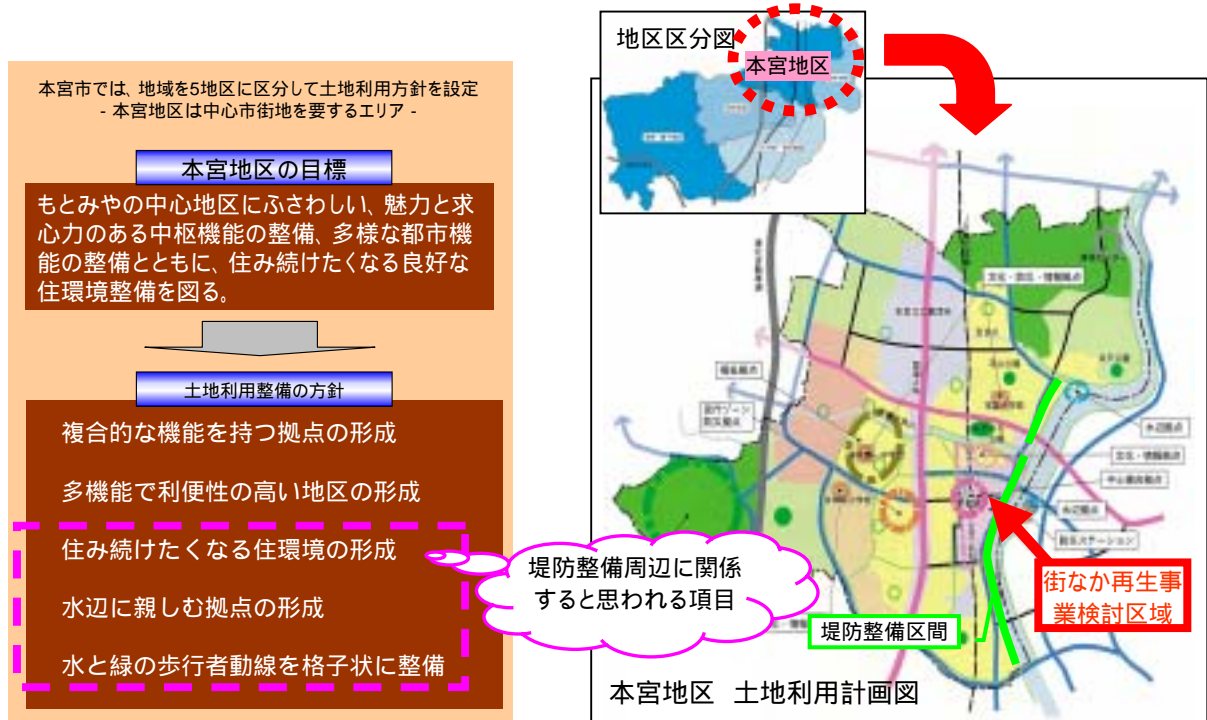


図 1-5 都市マスタープランにおける本宮地区の目標と方針

堤防整備周辺地区は、大きく中心複合ゾーン、既成市街地ゾーンに区分され、水際は親水ゾーンとして位置づけられている。



図 1-6 本宮地区の土地利用整備の方針

2) 本宮町「街なか再生事業」計画

本宮市の中心市街地のまちづくり計画の基本となる、旧本宮町「街なか再生事業」計画より、堤防整備周辺の位置づけを抽出すると以下のとおりである。

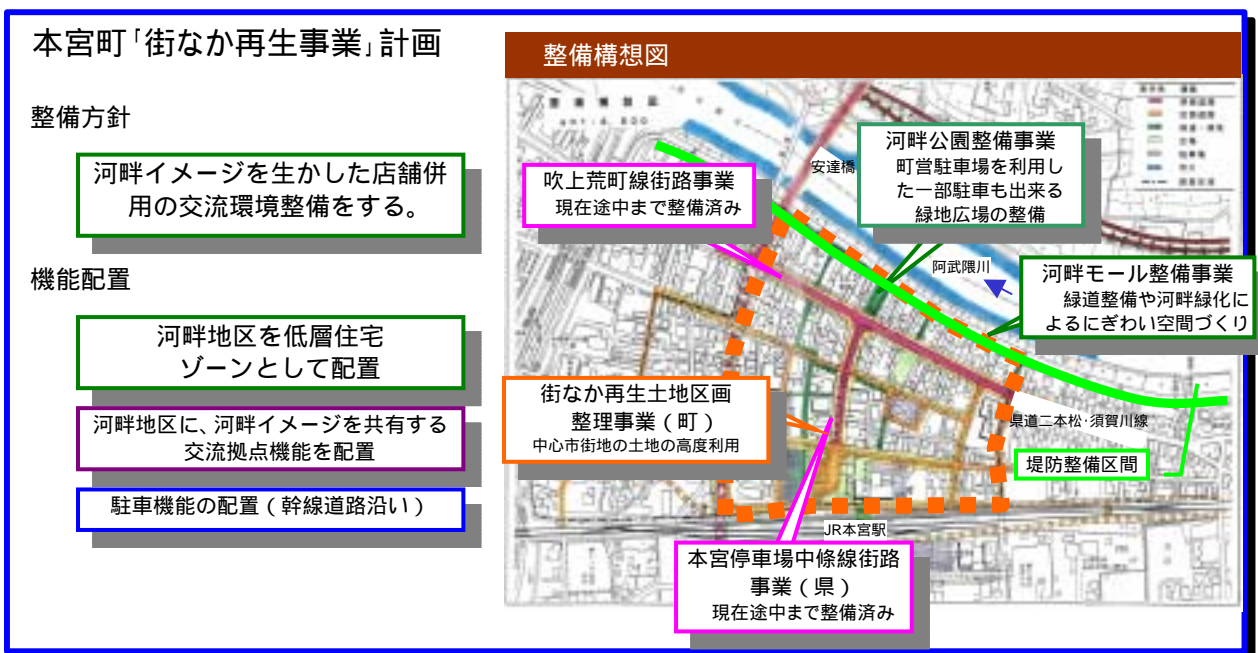
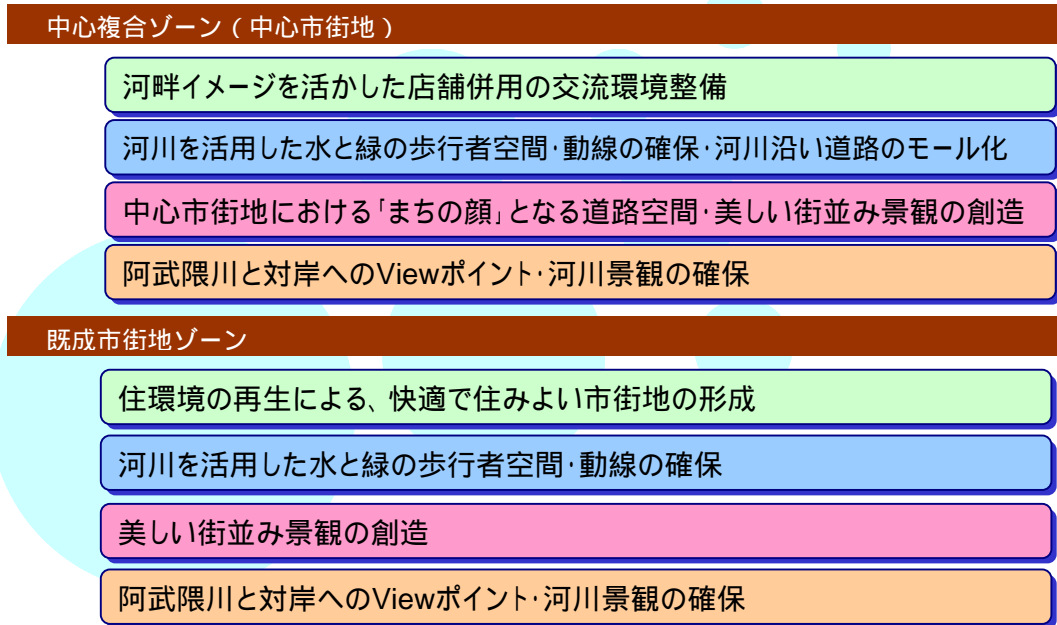


図 1-7 本宮町「街なか再生事業」計画の概要

3) 本宮左岸地区のまちづくりに求められる機能

既往のまちづくり計画を踏まえて、堤防整備周辺のまちづくりに求められるものとして、大きくは以下のように考えられる。



(5) 各計画の位置づけ

既存計画と本宮左岸地区治水対策との位置づけを模式図に整理すると以下のとおりである。

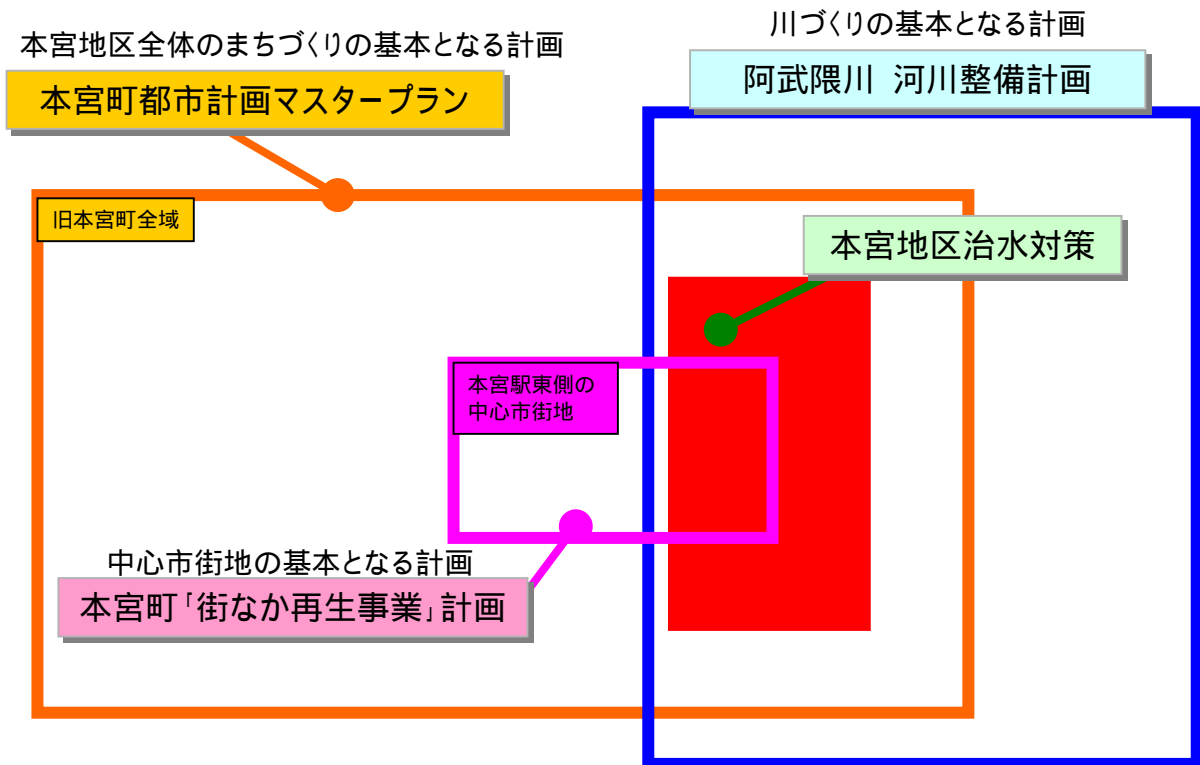


図 1-8 各計画の位置づけイメージ

2.2 検討方針と検討対象区域

(1) 堤防整備の課題

本宮左岸地区は、阿武隈川の堤防整備（断面確保）を実施予定であるが、堤防整備に伴う市街地への影響（下図参照）が懸念される。

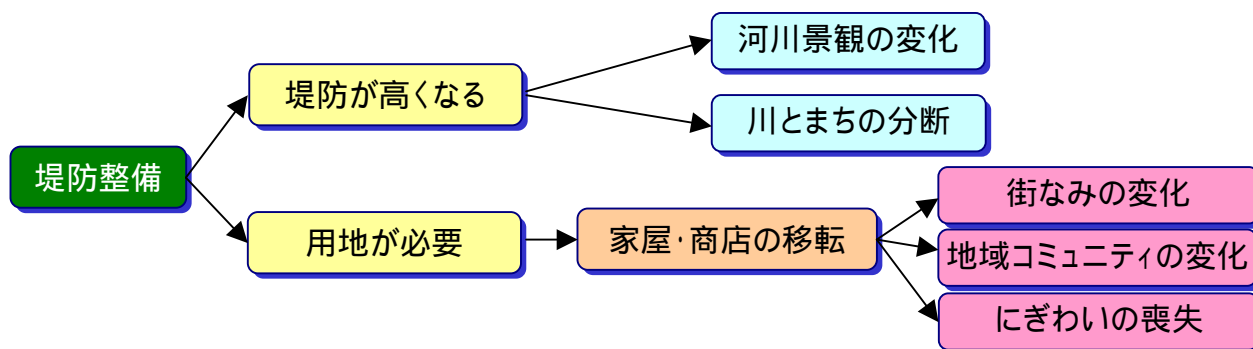
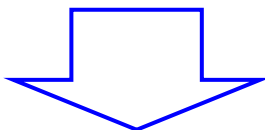


図 1-9 通常の堤防整備による周辺環境への影響イメージ

(2) 検討方針

まちづくり計画や堤防整備の課題を踏まえた検討方針は以下のとおりである。

- ・ 本宮左岸地区は、治水対策として堤防整備を実施予定であるが、従来方式の堤防整備では市街地への影響が懸念される。
- ・ 治水対策の実施にあたっては、河川事業のみならず、阿武隈川に隣接する住宅地や商業地さらに街路等を含めた「本宮左岸地区のまちづくりの方針を踏まえた総合的な計画の検討」が不可欠である



地域の意向を十分に把握した上で、関係する事業者の役割分担と連携のもとに、当該地区の治水対策と一体となったまちづくりの計画を提言する。

(3) 検討対象区域

検討区域としては、今後実施予定である堤防整備と一体となってまちづくりを考える必要がある区域を対象とする。

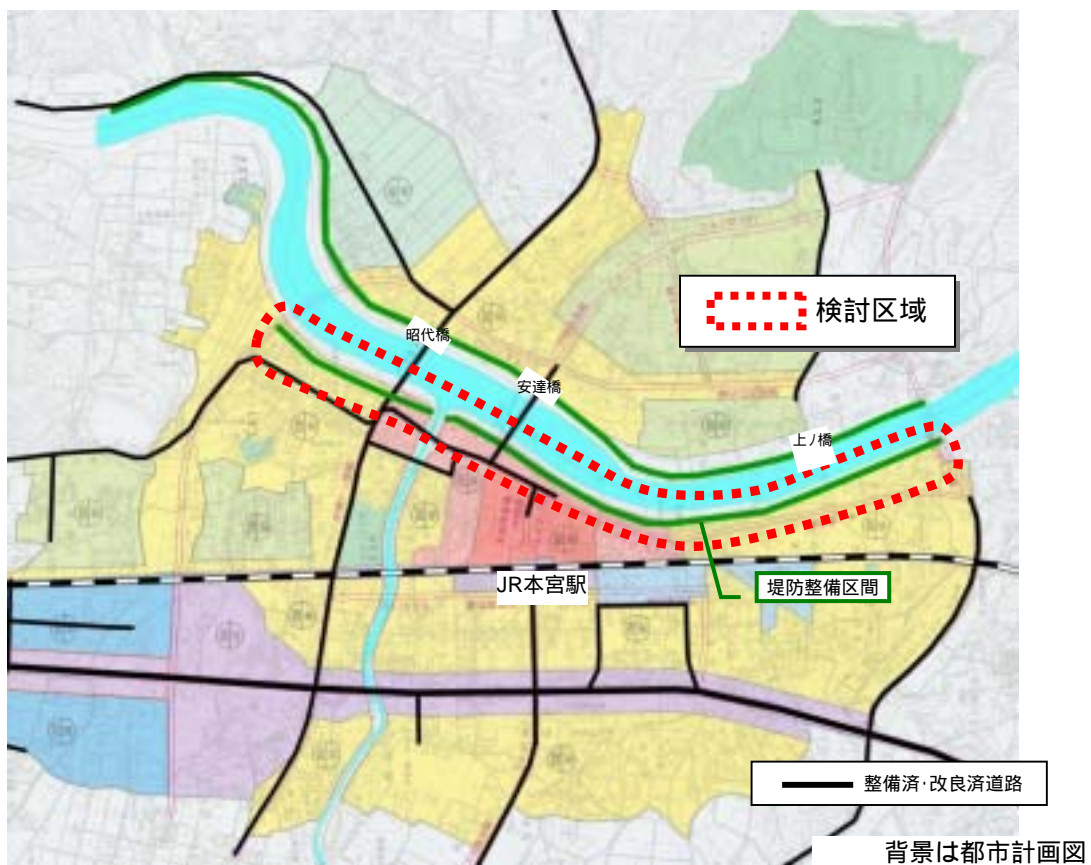


図 1-10 検討対象区域

2.3 検討対象区域の概要

(1) 検討地区のゾーン区分

検討地区については、築堤高、背後土地利用、県道（商店街）との距離、既往のまちづくり計画の位置づけ等より、大きく3つのゾーンに区分される。そのうち、Cゾーンについては、現地状況を踏まえてC-1とC-2の2つの区域にわけた。

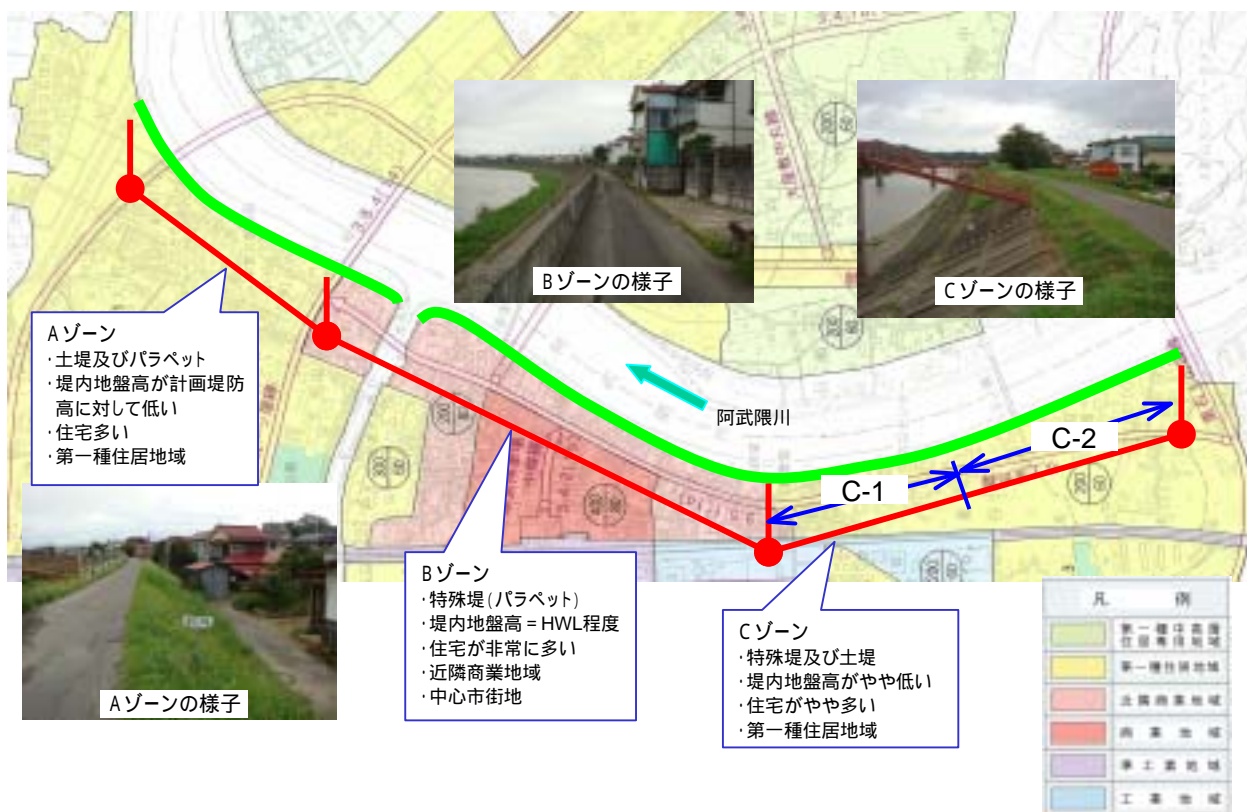


図 1-11 検討地区のゾーン区分

(2) 各ゾーンの概要

各ゾーンの概要を次頁より示す。

1) Aゾーン

- 住宅地側の地盤に対して現在の堤防は高く（約 0.5～3.0m程度）、堤防沿いには家屋が密集している。
- 堤防上の道路は、市道として兼用されている。
- 都市計画では住居地域に位置づけられている。
- 都市計画マスタープランでは「既成市街地ゾーン」に位置づけられている。

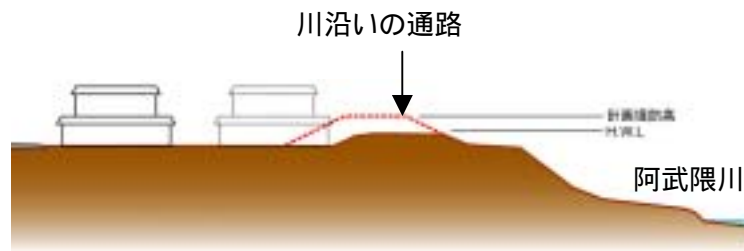


図 1-12 Aゾーンの代表的な堤防横断イメージ

川沿いの街並み



川沿いの家屋



川沿いの街並み(水神の石碑)



天端は一般車両が通行

幹線道路沿い等の街並み



県道沿いの街並み(歩道有り)



県道沿いの街並み(歩道無し)



路地は小学生の通学路

写真 1-5 Aゾーンのまち並み

2) Bゾーン

- 住宅地側の地盤は比較的高く（河川の計画水位とほぼ同等）、川沿いは家屋が連担している。
- 川沿いの道路は、沿川の家屋の出入りや生活道路として利用している。
- 県道沿いは、中心市街地の商店街となっている。
- 都市計画では近隣商業地域に位置づけられている。
- 都市計画マスタープランでは「中心複合ゾーン」に位置づけられている。
- 「まちなか再生事業」の対象区間。

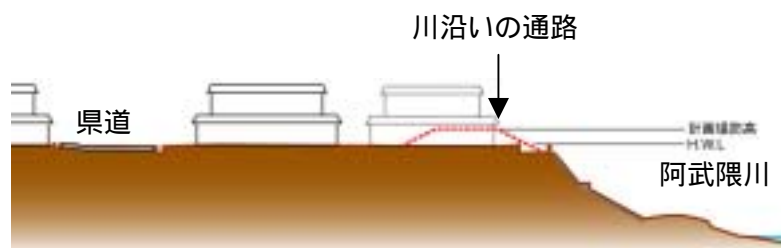


図 1-13 Bゾーンの代表的な堤防横断イメージ

川沿いの街並み



川沿いの街並み



川沿いの街並み



川沿いの店舗(喫茶店)

幹線道路沿いの街並み



街路整備後の街並み



県道沿いの街並み



川沿いまで整備されたオープンスペース

写真 1-6 Bゾーンのまち並み

3) C-1 ゾーン

- 住宅地側の地盤は比較的高く（河川の計画水位とほぼ同等）、川沿いは家屋が連担している。
- 川沿いの道路は、沿川の家屋の生活道路として利用している。
- 県道沿いには店舗が点在している。
- 都市計画では住居地域に位置づけられている。
- 都市マスタープランの中では「既成市街地ゾーン」に位置づけられている。

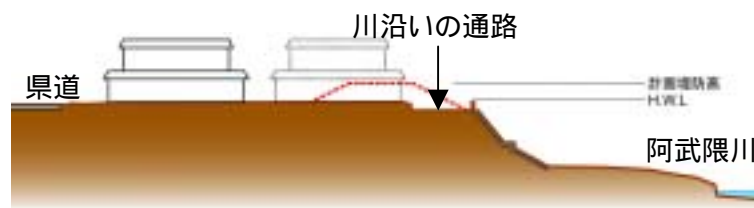


図 1-14 C-1 ゾーンの代表的な堤防横断イメージ

川沿いの街並み



川沿いの街並み (新古今和歌集の看板)



川沿いの街並み



川沿いの街並み

幹線道路沿い等の街並み



太郎丸観音堂 (市指定文化財)



県道沿いの街並み



地域防災センター

写真 1-7 C-1 ゾーンのまち並み

4) C-2 ゾーン

- 住宅地側の地盤に対して現在の堤防の高さは約0~2.4m程度高くなっている。
- 堤防沿いの家屋は、県道へつながる接道を利用している。
- 県道沿いには店舗は殆ど無い。
- 都市計画では住居地域に位置づけられている。
- 都市マスタープランの中では「既成市街地ゾーン」に位置づけられている。

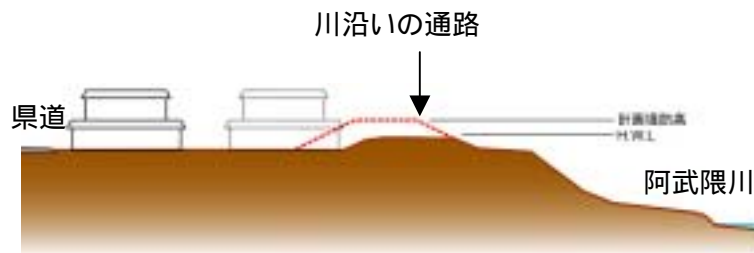


図 1-15 C-2 ゾーンの代表的な堤防横断イメージ

川沿いの街並み



幹線道路沿い等の街並み



写真 1-8 C-2 ゾーンのまち並み

3. 検討経緯

3.1 懇談会の進め方

進め方は以下のとおりであり、本宮左岸地区のまちづくりの方向性や、現状と課題について共通認識を図った上で、まちづくりと一体となった治水対策の計画案を作成・提言する。

懇談会は地域代表者、学識経験者、行政により構成し、本宮左岸地区のまちづくりと一体となった治水対策の計画案作成・提言を目的とする。検討の格段において、別途開催する「地区毎の意見を聴く会」でいただいた地域の意見を踏まえた検討を行った。

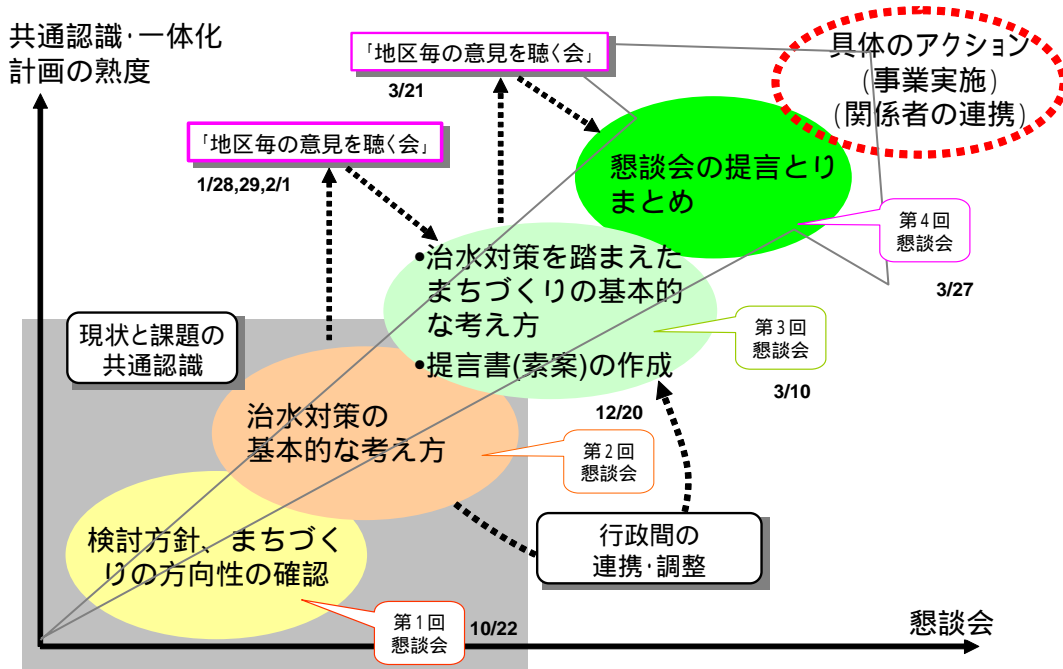


図 1-16 懇談会の検討内容と進め方

阿武隈川本宮左岸地区 まちづくり懇談会		地区毎の意見を聴く会
メンバー参加者	・地域代表者 ・学識経験者 ・行政 (本宮市、福島県、国土交通省)	・地区住民 ・行政 (本宮市、福島県、国土交通省)
目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> 本宮市街地のまちづくりの方向性や、本宮左岸堤防整備における課題を踏まえた上で、関連計画・事業との整合を図り、まちづくりと一体となった治水対策の計画(案)の提言を最終目的として位置づける。 計画検討においては、別途開催する「地区毎の意見を聴く会」により聴取した住民意見・意向を踏まえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会の検討経過や計画内容についての説明(情報提供)を各検討段階で実施する。 地域住民の意向を把握し懇談会の検討へ反映させる。
備考	計画の策定及び実施は事業者の責任で実施する。	地区分会の区分は、整備内容や町内区分を考慮して決定する。

図 1-17 懇談会及び地区毎の意見を聴く会の概要

3.2 懇談会委員

阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会の委員は以下のとおりである。

表 1-1 阿武隈川本宮左岸地区まちづくり懇談会 委員名簿

氏名	所属	備考
長林 久夫	日本大学工学部土木工学科教授	座長
吉澤 克也	本宮市区長会連絡協議会長	
野尻 英明	本宮商工会長	
佐々木嘉宏	(株)M o t . C o mもとみや代表取締役	
鈴木 治義	阿武隈川本築堤早期実現期成同盟会長	
佐藤 嘉重	本宮市長	
高松 義行	本宮市議会議長	
高橋 善清	福島県 県北建設事務所長	
植田 雅俊	国土交通省 福島河川国道事務所長	

[敬称略]

第2章 本宮左岸地区の治水対策

1. 治水対策の考え方

1.1 治水対策の考え方

以下のような考え方に基づき、各ゾーンの地域特性、求められる機能を踏まえて、複数の治水対策を抽出した。

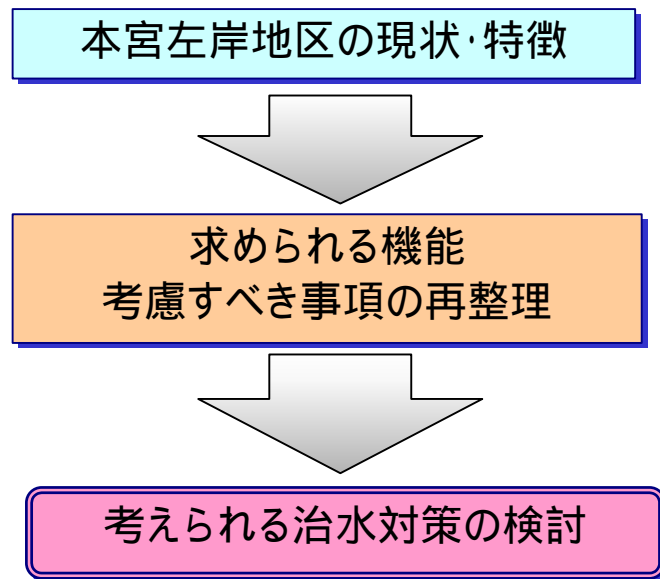
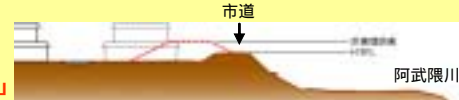


図 2-1 治水対策の考え方

1.2 各ゾーンに求められる機能

(1) Aゾーン(百日川～昭代橋)に求められる機能

- 住宅地側の地盤に対して現在の堤防は高く(約0.5～3.0m程度)、堤防沿いには家屋が密集。
- 堤防上の道路は、市道として兼用されている。
- 都市計画では**住居地域**。
- 都市計画マスタープランでは「**既成市街地ゾーン**」



代表的な堤防横断イメージ



昭代橋下流の高水敷



右岸側に飛来するハクチョウ

追加考慮すべき地域特性

- ・まとまった高水敷(水際の平場)がある。
- ・水際には水辺の小築校が整備されている。
- ・対岸がハクチョウの飛来地となっている。
- ・阿武隈川を一望できるスポットの弁天公園が下流側にある。
- ・小学校が近く、堤防上の道が通学路になっている。

治水対策において配慮すべき事項

- ✓親水機能
- ✓住宅(住環境)への影響
- ✓川沿いの散策、河川等の眺望

(2) Bゾーン(昭代橋～薬師堂)に求められる機能

- 住宅地側の地盤は比較的高く(河川の計画水位とほぼ同等)、川沿いは家屋が連担。
- 川沿いの道路は、沿川の家屋の出入りや生活道路として利用。
- 県道沿いは、中心市街地の商店街。
- 都市計画では**近隣商業地域**。
- 都市計画マスタープランでは「**中心複合ゾーン**」
- 「まちなか再生事業」の対象区間。



代表的な堤防横断イメージ

追加考慮すべき地域特性

- ・県道沿いは夏祭りのイベント等が開催される。
- ・阿武隈川は花火や船下りレース等のイベント会場と利用されている。
- ・川沿いの通路等はイベント時の観覧席等として利用されている。

治水対策において配慮すべき事項

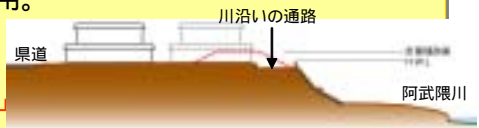
- ✓夏祭り等のイベントに配慮した空間
- ✓川を向いた街並み
- ✓中心市街地(商店街・住環境)への影響
- ✓川沿いの散策、河川等の眺望



本宮夏祭りの様子(本宮商工会青年部HPより)

(3) C-1 ゾーン(観音堂～地域防災センター付近)に求められる機能

- 住宅地側の地盤は比較的高く(河川の計画水位とほぼ同等)、川沿いは家屋が連担。
- 川沿いの道路は、沿川の家屋の生活道路として利用。
- 県道沿いには店舗が点在。
- 都市計画では**住居地域**。
- 都市マスタープランの中では「**既成市街地ゾーン**」



代表的な堤防横断イメージ

追加考慮すべき地域特性

夏祭りの船下りレース



坂路先を出発するスワンポートレース



観音堂や川沿いの石碑

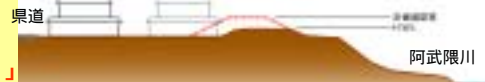
- ・Bゾーン程ではないものの、川沿いは夏祭りの船下り等の観覧場として利用されている。
- ・上流側で唯一堤防から水際への坂路がある(水辺へのアプローチが容易、夏祭りでも利用)。
- ・川沿いに史跡が点在している。
- ・まちなみとしてはBゾーンに近い。

治水対策において配慮すべき事項

- ✓夏祭り等のイベントに配慮した空間
- ✓川を向いた街並み
- ✓住宅(住環境)への影響
- ✓川沿いの散策、河川等の眺望

(4) C-2 ゾーン(地域防災センター付近～鳴瀬地区)に求められる機能

- 住宅地側の地盤に対して現在の堤防の高さは約0～2.4m程度高くなっている。
- 堤防沿いの家屋は、県道へつながる接道を利用している。
- 県道沿いには店舗は殆ど無い。
- 都市計画では**住居地域**。
- 都市マスタープランの中では「**既成市街地ゾーン**」



代表的な堤防横断イメージ

追加考慮すべき地域特性



堤防沿いの桜・植栽



上ノ橋上流側の状況

- ・一部堤防沿いに桜並木がある(上ノ橋下流側)。
- ・高水敷が無く、現況で水辺に近づけない空間となっている。
- ・堤防沿いの家屋は川側からの出入りはない。
- ・畑地等が点在し、比較的静寂な住宅環境となっている。
- ・上流側には市営住宅村山団地が整備されている。

治水対策において配慮すべき事項

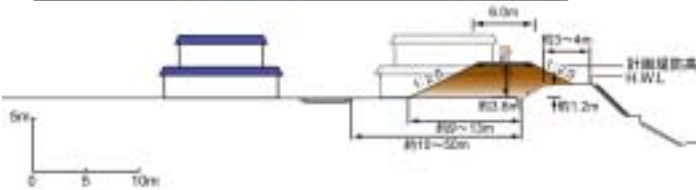
- ✓住宅(住環境)への影響
- ✓川沿いの散策、河川等の眺望

2. 各ゾーンで考えられる治水対策

各ゾーンで考えられる治水対策を示す。各ゾーンともに、土堤案、巨大パラペット案、堤防嵩上げ+パラペット案の3タイプを基本とした。

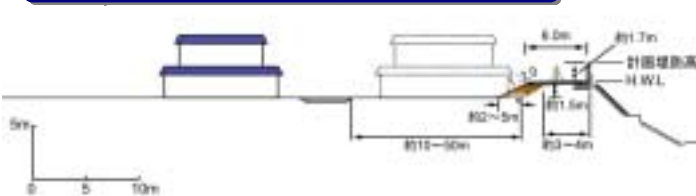
(1) Aゾーン(百日川～昭代橋)で考えられる治水対策

；土堤案



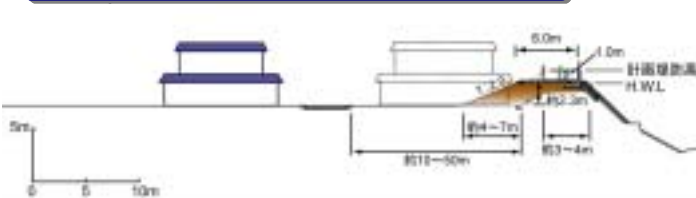
- ・通常の盛土による築堤
- ・堤防天端幅を現状の3m程度から6mに広げる

；巨大パラペット案



- ・堤防高は変えない
- ・不足する分はパラペットで補う(高さ約1.7m)
- ・堤防天端幅を現状の3m程度から6mに広げる
- ・堤防拡幅分の用地を確保

；堤防嵩上げ+パラペット案



- ・パラペット高1mを確保
- ・不足分を堤防嵩上げで補う
- ・堤防天端幅を現状の3m程度から6mに広げる

代表的な箇所における横断イメージ図です。

図 2-2 Aゾーンで考えられる治水対策

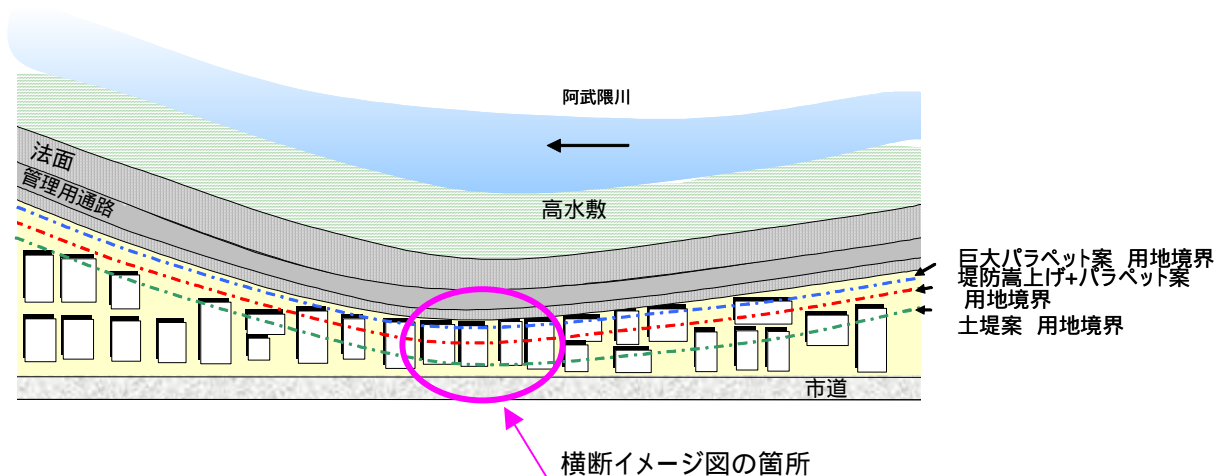


図 2-3 Aゾーン(百日川～昭代橋)の平面イメージ

(2) Bゾーン(昭代橋～薬師堂)で考えられる治水対策

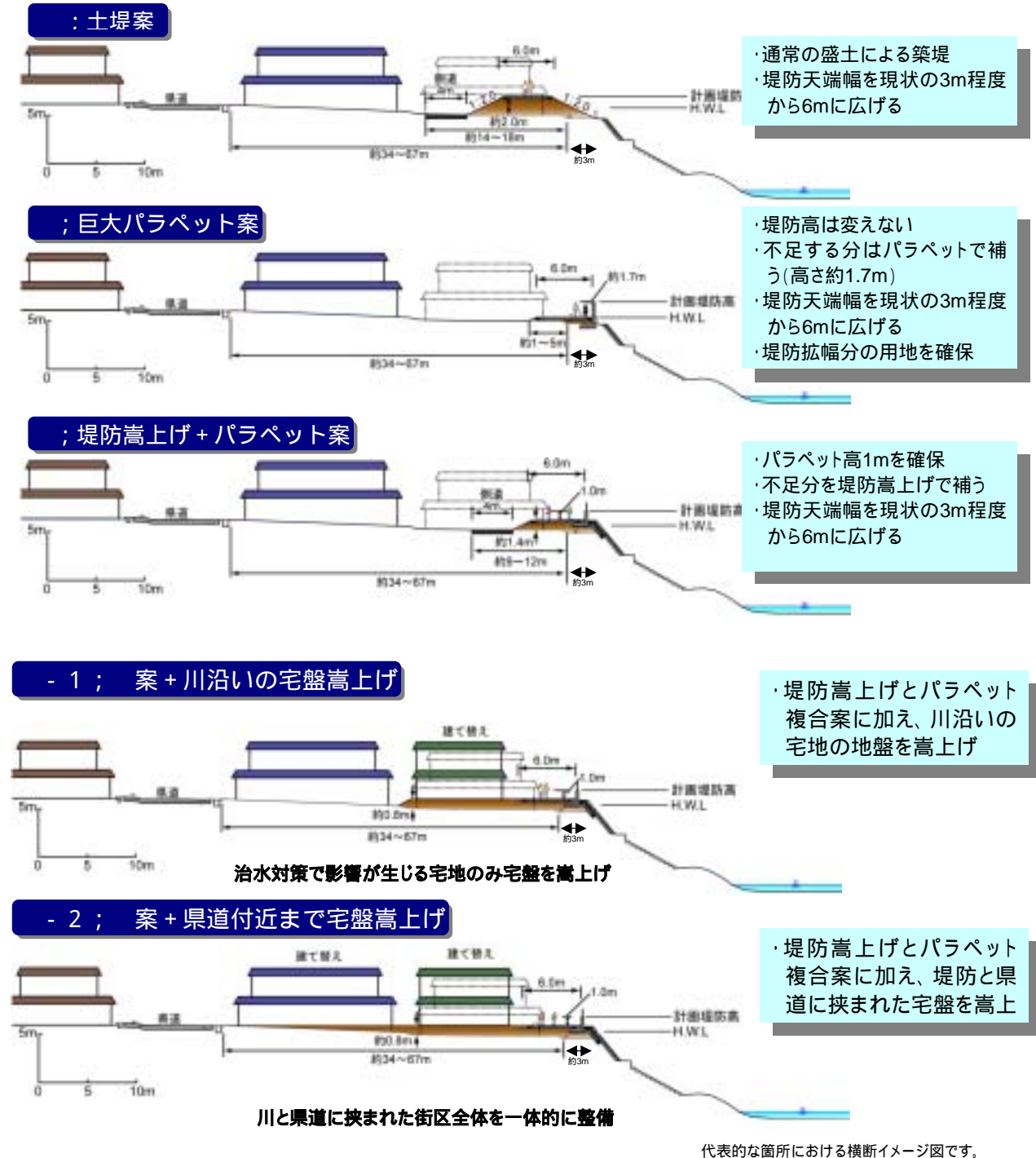


図 2-4 Bゾーンで考えられる治水対策

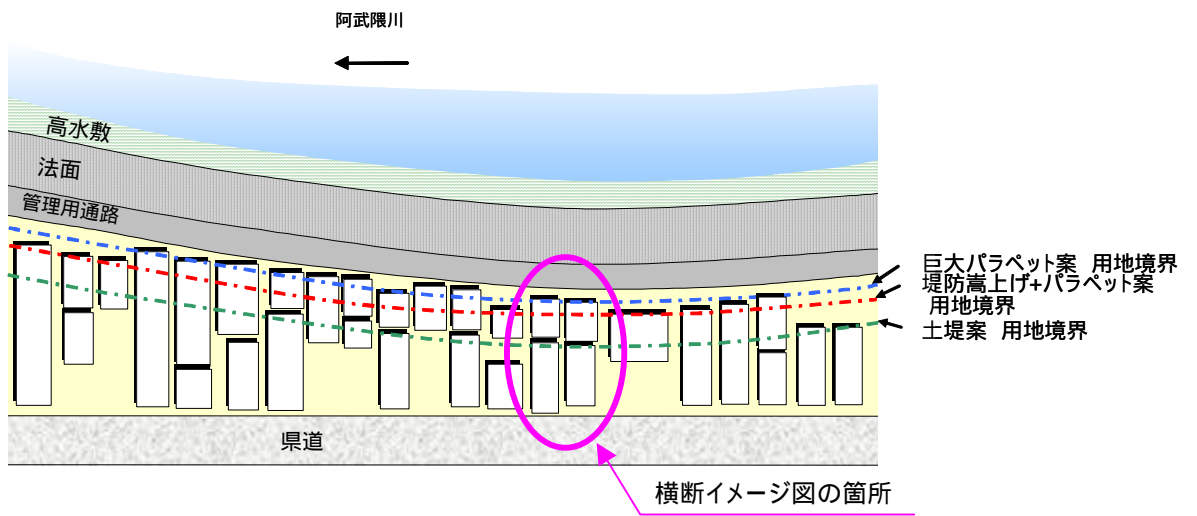
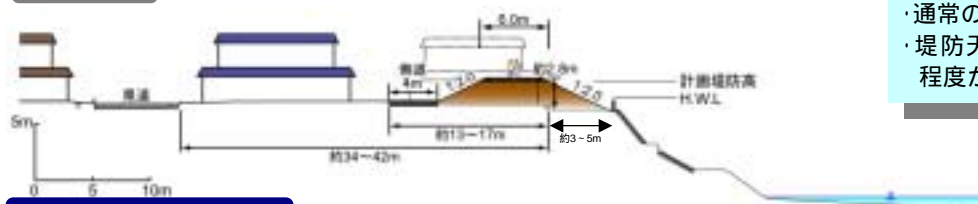


図 2-5 Bゾーン(昭代橋～薬師堂)の平面イメージ

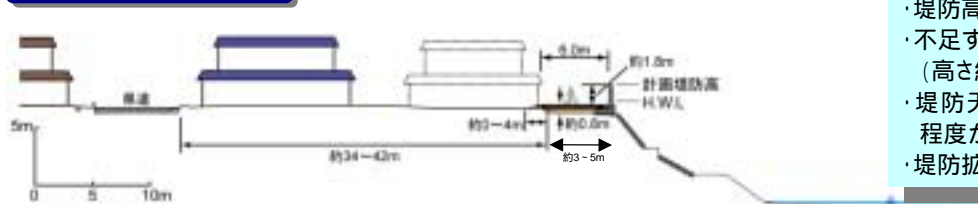
(3) C - 1ゾーン(観音堂～地域防災センター付近)で考えられる治水対策

；土堤案



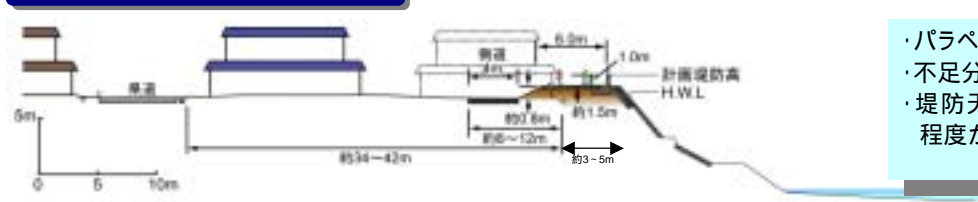
- ・通常の盛土による築堤
- ・堤防天端幅を現状の3～5m程度から6mに広げる

；巨大パラペット案



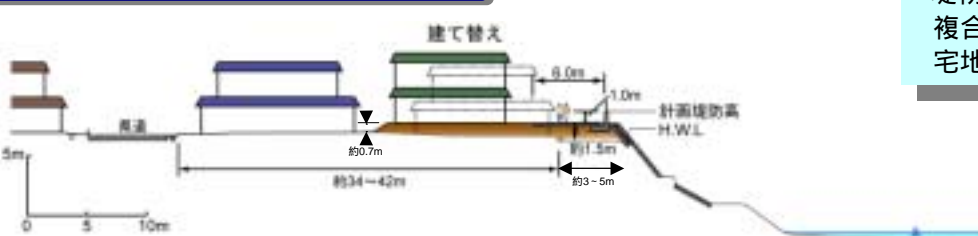
- ・堤防高は変えない
- ・不足する分はパラペットで補う(高さ約1.8m)
- ・堤防天端幅を現状の3～5m程度から6mに広げる
- ・堤防拡幅分の用地を確保

；堤防嵩上げ+パラペット案



- ・パラペット高1mを確保
- ・不足分を堤防嵩上げで補う
- ・堤防天端幅を現状の3～5m程度から6mに広げる

- 1 ; - 1 + 川沿いの宅盤嵩上げ



- ・堤防嵩上げとパラペット複合案に加え、川沿いの宅地の地盤を嵩上げする

治水対策で影響が生じる宅地のみ宅盤を嵩上げ

代表的な箇所における横断イメージ図。

図 2-6 C-1ゾーンで考えられる治水対策

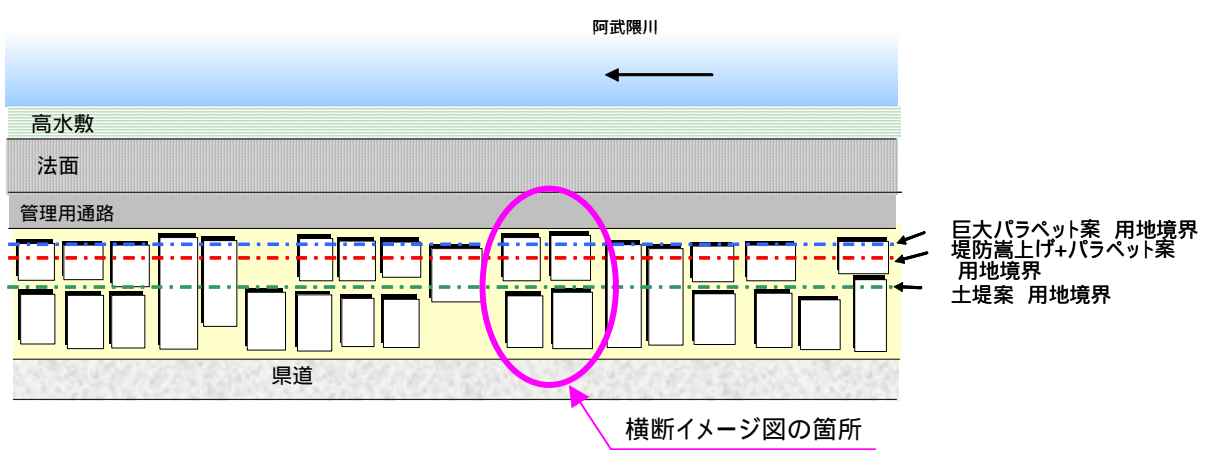
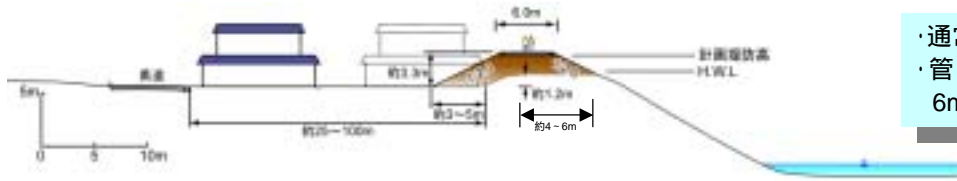


図 2-7 C - 1ゾーン(観音堂～地域防災センター付近)の平面イメージ

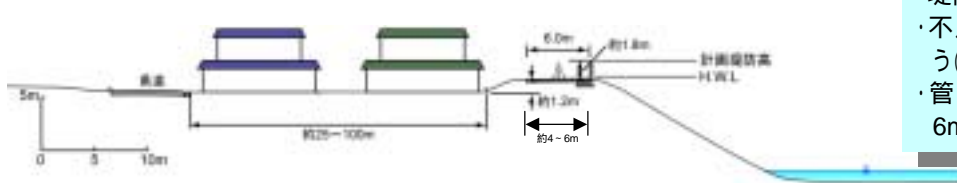
(4) C - 2ゾーン(地域防災センター付近～鳴瀬地区)で考えられる治水対策

；土堤案



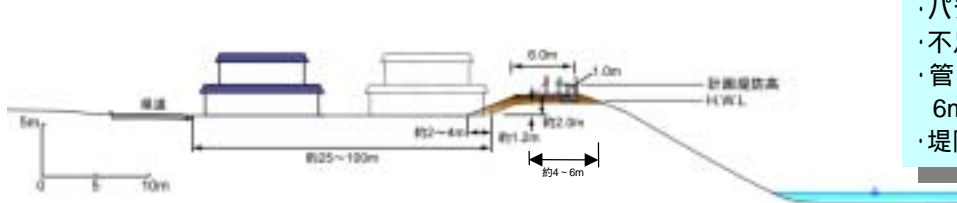
- ・通常の盛土による築堤
- ・管理用通路幅を現状の4～6m程度を6mとする

；巨大パラペット案



- ・堤防高は変えない
- ・不足分はパラペットで補う(高さ約1.8m)
- ・管理用通路幅を現状の4～6mを6mとする

；堤防嵩上げ+パラペット案



- ・パラペット高1mを確保
- ・不足分を堤防嵩上げで補う
- ・管理用通路幅を現状の4～6mを6mとする
- ・堤防拡幅分の用地を確保

代表的な箇所における横断イメージ図

図 2-8 C-2ゾーンで考えられる治水対策

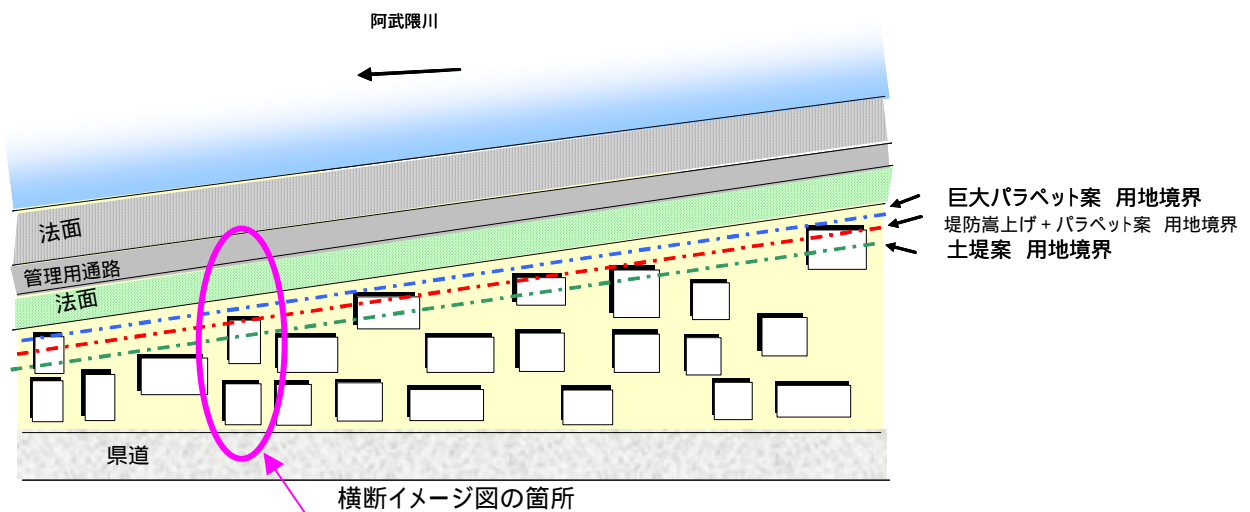


図 2-9 C - 2ゾーン(地域防災センター付近～鳴瀬地区)の平面イメージ

3. 治水対策の比較

各ゾーンに求められる機能を評価項目として、治水対策の評価を行った。

(1) Aゾーン

	土堤案	巨大パラペット案	堤防高上げ+パラペット案
評価項目			
親水機能	水辺に近づくことが可能	× 川とのつながりは分断される (水辺に近づくためには人の高さほどのゲートが必要)	× 水辺へのアクセスにはゲートが必要
住宅(住環境)への影響	× 川沿いの家屋は移転が必要 × 家屋から川は望めない	× 川沿いの家屋は移転が必要 × 家屋から川は望めない 他案よりは影響は小さい	× 川沿いの家屋は移転が必要 × 家屋から川は望めない 土堤案よりは影響は小さい
川沿いの散策、河川等の眺望の確保	堤防上の散策は可能であり、眺望は良好	× 堤防上の散策は可能であるが、堤防上から川は望めない	堤防上を散策しながら、川を望むことは可能
評価	1	3	2
備考			

青文字: メリット、赤文字: デメリット

(2) Bゾーン

	土堤案	巨大パラペット案	堤防高上げ+パラペット案	- 1 ; 案+川沿いの宅盤高上げ	- 2 ; 案+県道付近まで宅盤高上げ
評価項目					
夏祭りのイベントに配慮した空間	夏祭りの船下りを観覧可能 水辺に近づくことが可能	× 夏祭りの船下りは観覧不可能 × 川とのつながりは分断される(人の高さほどのゲートが必要)	夏祭りの船下りを観覧可能 × 水辺へのアクセスにはゲートが必要	夏祭りの船下りを観覧可能 × 水辺へのアクセスにはゲートが必要	夏祭りの船下りを観覧可能 × 水辺へのアクセスにはゲートが必要
川を向いた街並み	× 街並みに影響がある	街並みへの影響は少ない	× 街並みに影響がある	部分的に街並みを再生可能	川沿いの街並みを再生可能
中心市街地(商店街・住環境)への影響	× 川沿いの家屋移転が必要。 × 生活道路の機能確保のため側道整備が必要 × 家屋から川は望めない	× 川沿いの家屋は部分的に建て替え必要。 沿川家屋の出入りや生活道路の機能は確保可能 × 家屋から川は望めない	× 川沿いの家屋移転が必要 × 生活道路の機能確保のため側道整備が必要 × 家屋から川は望めない	× 部分的に建て替えが必要 沿川家屋の出入りや生活道路の確保は可能 家屋から川を望める	× 対象範囲全ての建て替えが必要 沿川家屋の出入りや生活道路の確保は可能 家屋から川を望める
川沿いの散策、河川等の眺望	堤防上は散策可能であり、眺望は良好	× 堤防上は散策可能であるが、川は望めない	堤防上を散策しながら、川を望むことが可能	堤防上を散策しながら、川を望むことが可能	堤防上を散策しながら、川を望むことが可能
評価	2	3	2	1	1
備考				・治水対策で影響が生じる宅地のみ宅盤を高上げ	・県道までの間で面的な整備を実施することが前提

青文字: メリット、赤文字: デメリット

(3) C-1 ゾーン

	土堤案	巨大パラペット案	堤防嵩上げ+パラペット案	- 1 ; 案+川沿い宅盤嵩上げ
評価項目				
夏祭り等のイベントに配慮した空間	夏祭りの船下りを観覧可能 水辺に近づける坂路は確保可能	×夏祭りの船下りを観覧不可能 ×水辺に近づける坂路は確保困難(ゲート必要)	夏祭りの船下りを観覧可能 ×水辺に近づける坂路は確保困難(ゲート必要)	夏祭りの船下りを観覧可能 ×水辺に近づける坂路は確保困難(ゲート必要)
川を向いた街並み	×街並みに影響がある	街並みへの影響は最小	×街並みに影響がある	部分的に川沿いの街並みを再生可能
住宅(住環境)への影響	×川沿いの家屋移転が必要 ×生活道路の機能確保のため側道整備が必要 ×家屋から川は望めない	川沿いの家屋移転は比較的少ない 沿川家屋の出入りや生活道路の機能は確保可能 ×家屋から川は望めない	×川沿いの家屋移転が必要 ×生活道路の機能確保のため側道整備が必要 ×家屋から川は望めない	×部分的に建て替えが必要 沿川家屋の出入りや生活道路の確保は可能 家屋から川を望める
川沿いの散策、河川等の眺望	堤防上は散策可能であり、眺望は良好	×堤防上は散策可能であるが、川は望めない	堤防上を散策しながら、川を望むことは可能	堤防上を散策しながら、川を望むことは可能
評価	2	3	2	1
備考				・治水対策で影響が生じる宅地のみ宅盤を嵩上げ

青文字: メリット、赤文字: デメリット

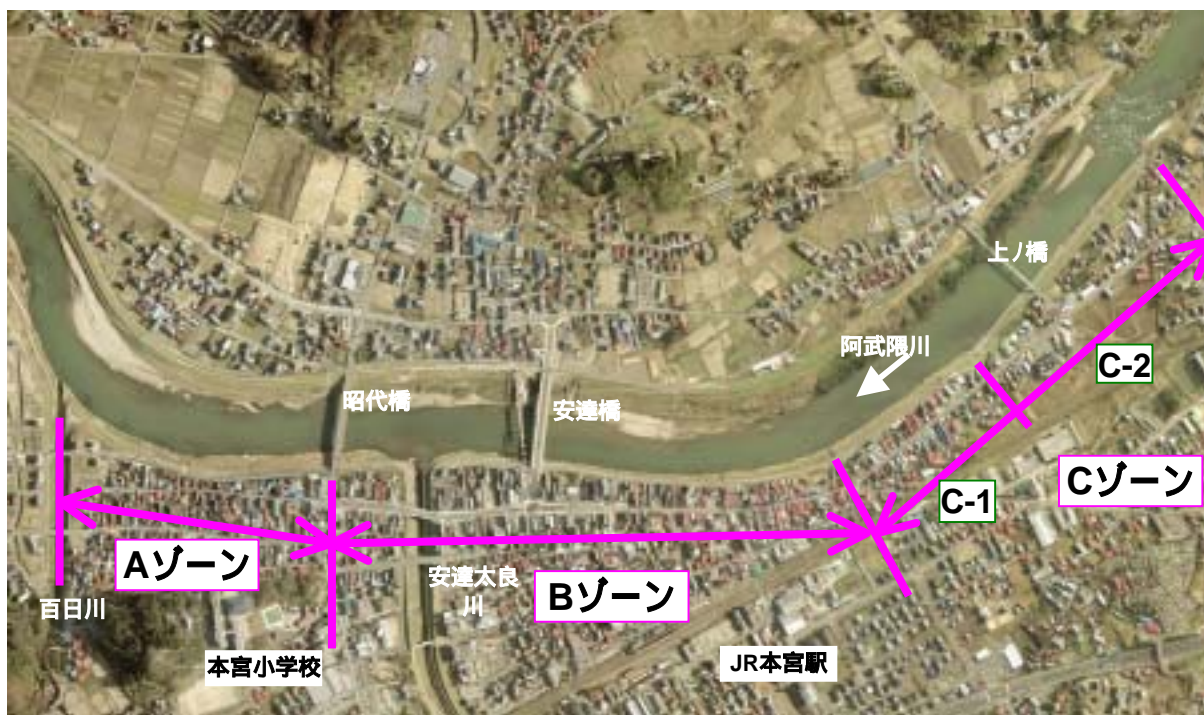
(4) C-2 ゾーン

	土堤案	巨大パラペット案	堤防嵩上げ+パラペット案
評価項目			
住宅(住環境)への影響	×川沿いの家屋は移転が必要 ×家屋から川は望めない	川沿いの家屋への影響を最小限に留めることが可能 ×家屋から川は望めない	土堤案よりは家屋への影響を小さく留めることが可能 ×家屋から川は望めない
川沿いの散策、河川等の眺望	堤防上は散策可能であり、眺望は良好	×堤防上は散策可能であるが、川は望めない	堤防上を散策しながら、川を望むことが可能
評価	2	3	1
備考			

青文字: メリット、赤文字: デメリット

4. 本宮左岸地区の治水対策の方向性

懇談会や地域の意見を踏まえた本宮左岸地区の治水対策の方向性について、ゾーン毎に次頁より示す。



H16年度撮影

図 2-10 ゾーン区域図

(1) Aゾーン

Aゾーンの治水対策の方向性は、3案の堤防嵩上げ+パラペット案とする。



図 2-11 Aゾーンの治水対策の方向性

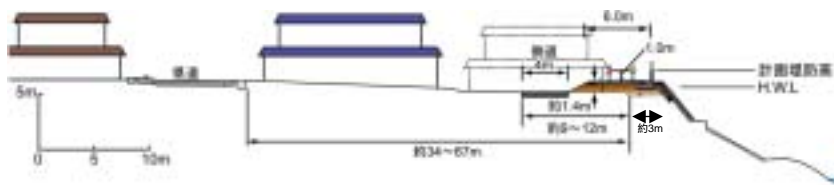
事業実施にあたって検討・配慮すべき事項は以下のとおりである。

- 移転対象者に対する生活再建への配慮
- 住宅移転に伴う地域コミュニティへの配慮
- 堤防上の道路における子供等、歩行者への安全性への配慮
- 子供等が遊べる空間や健康づくりの段階の確保
- 川とまちの散策路等による連続性の確保

(2) Bゾーン

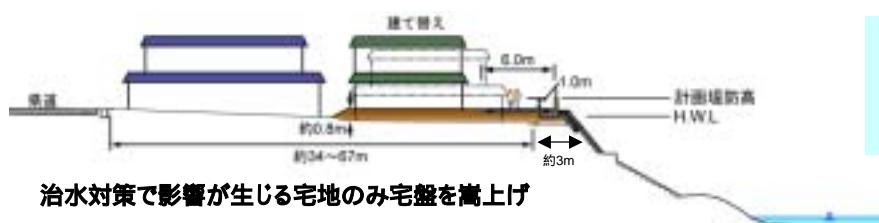
Bゾーンは3案(堤防嵩上げ+パラペット案)を基本とするが、治水対策と一体となった街並みの再生を考慮すると、3-2案が望ましい。

；堤防嵩上げ+パラペット案



- ・パラペット高1mを確保
- ・不足分を堤防嵩上げで補う
- ・堤防天端幅を現状の3m程度から6mに広げる

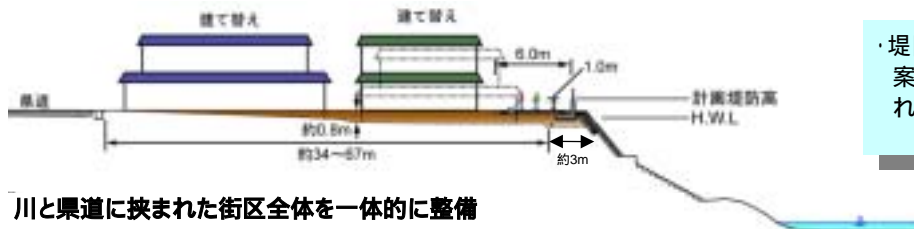
- 1 ; 案 + 川沿いの宅盤嵩上げ



- ・堤防嵩上げとパラペット複合案に加え、川沿いの宅地の地盤を嵩上げ

治水対策で影響が生じる宅地のみ宅盤を嵩上げ

- 2 ; 案 + 県道付近まで宅盤嵩上げ



- ・堤防嵩上げとパラペット複合案に加え、堤防と県道に挟まれた宅盤を嵩上げ

川と県道に挟まれた街区全体を一体的に整備

代表的な箇所における横断イメージ図

図 2-12 Bゾーンの治水対策の方向性

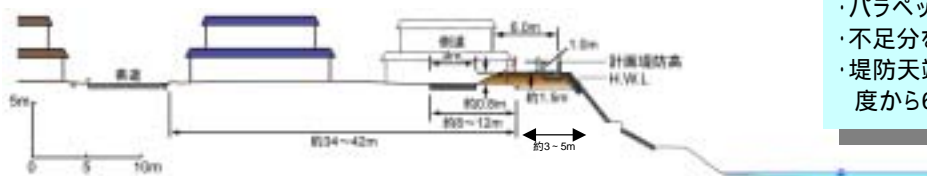
事業実施にあたって検討・配慮すべき事項は以下のとおりである。

- ・住宅再建に対する容積率の緩和
- ・川沿いの街並みの再建
- ・治水対策・まちづくり・道路整備・地域との連携・調整
- ・健康づくりの段階の確保
- ・川とまちの散策路等による連続性の確保

(3) C-1 ゾーン

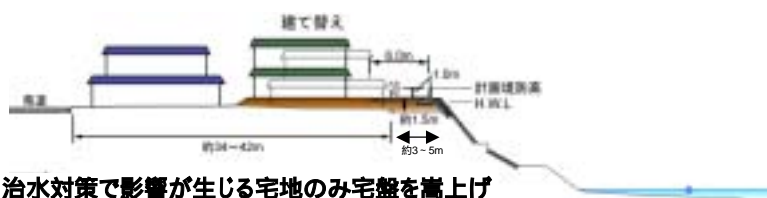
C-1 ゾーンは3案(堤防嵩上げ+パラペット案)を基本とするが、治水対策と一体となった街並みの再生を考慮すると、3-2案が望ましい。

；堤防嵩上げ+パラペット案



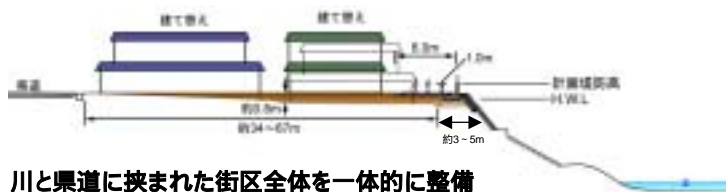
- ・パラペット高1mを確保
- ・不足分を堤防嵩上げで補う
- ・堤防天端幅を現状の3～5m程度から6mに広げる

- 1 ; 案+川沿いの宅盤嵩上げ



- ・堤防嵩上げとパラペット複合案に加え、川沿いの宅地の地盤を嵩上げする

- 2 ; 案+県道付近まで宅盤嵩



- ・堤防嵩上げとパラペット複合案に加え、堤防と県道に挟まれた宅盤を嵩上げ

代表的な箇所における横断イメージ図です。

図 2-13 C-1 ゾーンの治水対策の方向性

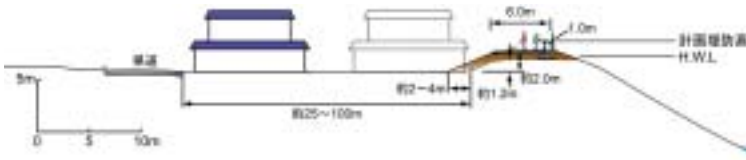
事業実施にあたって検討・配慮すべき事項は以下のとおりである。

- ・住宅再建に対する容積率の緩和
- ・川沿いの街並みの再建
- ・治水対策・まちづくり・道路整備・地域との連携・調整
- ・健康づくりの階段
- ・川とまちの散策路等による連続性の確保

(4) C-2 ゾーン

C-2 ゾーンの治水対策の方向性は、3案（堤防嵩上げ+パラペット案）とする。

；堤防嵩上げ+パラペット案



- ・パラペット高1mを確保
- ・不足分を堤防嵩上げで補う
- ・堤防天端幅を現状の4～6mを6mとする
- ・堤防拡幅分の用地を確保

代表的な箇所における横断イメージ図です。

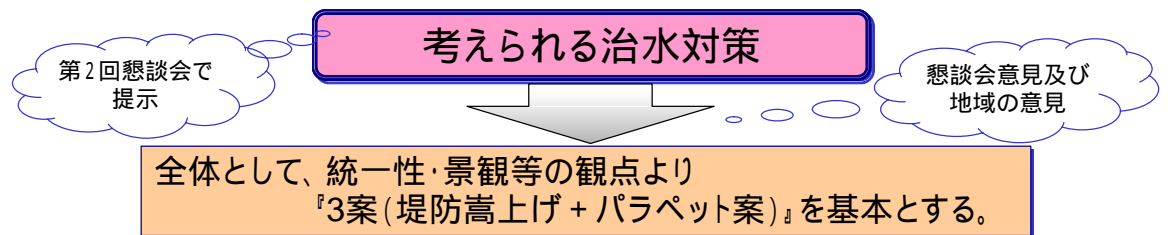
図 2-14 C-2 ゾーンの治水対策の方向性

事業実施にあたって検討・配慮すべき事項は以下のとおりである。

- 住宅再建者への配慮
- 鳴瀬地区の上ノ橋架け替えを考慮した上流側との連続性の確保

(5) 意見を踏まえた治水対策の方向性

懇談会や地域の意見を踏まえた本宮左岸地区の治水対策の方向性をとりまとめると、以下のとおりである。



ゾーン	当初案	第2回懇談会(案)	ゾーン	地域の意見を踏まえた治水対策	備考
Aゾーン	1案	3案	Aゾーン	3案	
Bゾーン	3-1案 3-2案	3-1案	Bゾーン	3案 (3-2案)	・3案(堤防嵩上げ+パラペット案)を基本としますが、治水対策と一体となった街並みの再生を考慮すると、3-2案が望ましいと考えられます。
C-1ゾーン	3-1案	3-1案	C-1ゾーン	3案 (3-2案)	・3案(堤防嵩上げ+パラペット案)を基本としますが、治水対策と一体となった街並みの再生を考慮すると、3-2案が望ましいと考えられます。
C-2ゾーン	3案	3案	C-2ゾーン	3案	

1案:土堤案、3-1案:3案+川沿いの宅盤嵩上げ、3-2案:3案+県道付近まで宅盤嵩上げ

第3章 治水対策と一体となったまちづくりの方向性

1. 治水対策と一体となった本宮左岸地区のまちづくりの構想

(1) 本宮地区のまちづくりの方針

都市マスタープランを踏まえた、本宮地区のまちづくりの方針は以下のとおりである。

都市計画マスタープラン「都市づくりの基本理念」	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人の交流の要となるまちづくり ▶ もとみや発のエネルギーを生むまちづくり ▶ 安全で安心できるまちづくり ▶ 定住できる、快適で住みよいまちづくり ▶ 活気と魅力あふれる核(中心市街地)を持つまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 川の流れを活かしたまちづくり ▶ 福祉を前提としたまちづくり ▶ 自然との共生を目指したまちづくり ▶ 豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくり

本宮地区のまちづくりの方針	
まちづくりの目標	本宮の中心地区にふさわしい、魅力と求心力のある中枢機能の整備、多様な都市機能の整備のもとに、住み続けたいくなる良好な住環境の整備を図る。
土地利用整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本宮駅を中心とした中心市街地の再生を図り、魅力と求心力のある商業地の形成を図るとともに、複合的な機能を持つ拠点の形成を図る。 ▶ 文化拠点、複合拠点など多様な都市機能の整備を図り、まちの中心地区にふさわしい多機能で利便性の高い地区の形成を図る。 ▶ 市街地環境の再生を図り、住みよい、住み続けたいくなる住環境の形成を図る。 ▶ 阿武隈川、安達太良川などの河川環境を活かし、水辺に親しむ拠点の形成を図る。 ▶ 人や自転車が安全でゆったりと利用できる水と緑の歩行者動線を格子状に整備を図る。

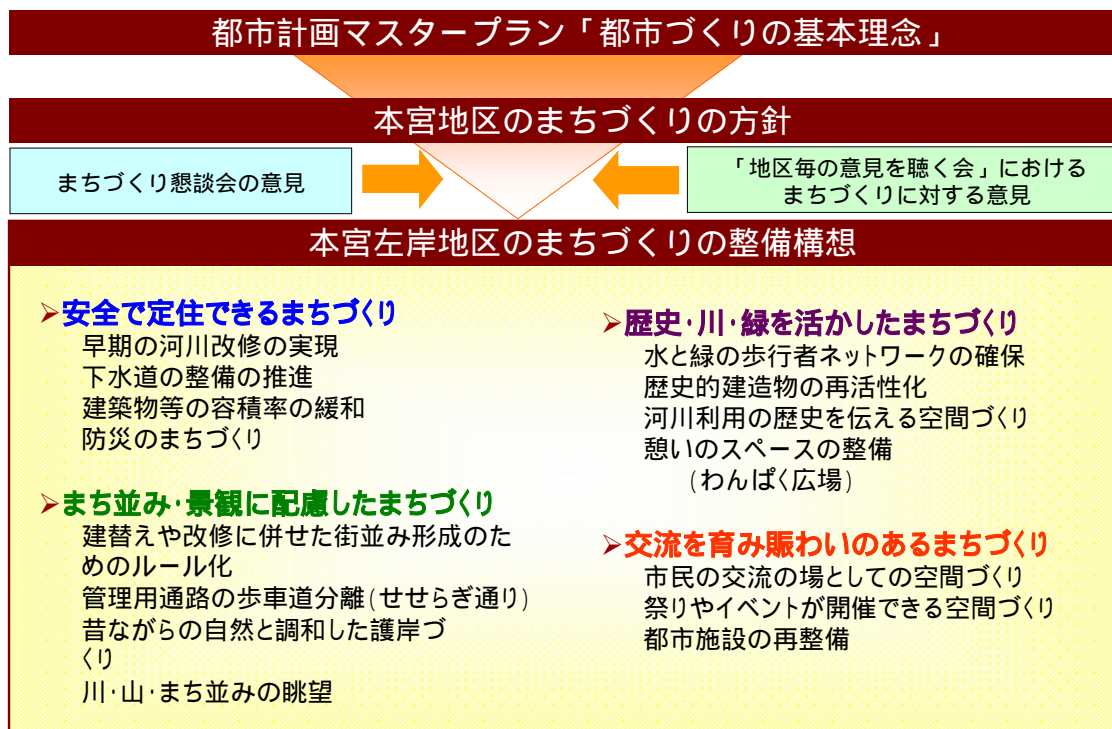
(2) まちづくりに対する意見

懇談会や地区毎の意見を聴く会におけるまちづくりに対する意見は以下のとおりである。

「懇談会」及び「地区毎の意見を聴く会」でのまちづくりに対する意見	
第1回懇談会	<p>全ては出来ないにしても、川に向かった商店街や遊びの地域が必要 歴史・文化的な観点も必要 まちづくりと一体となった治水対策の提示</p>
第2回懇談会	<p>全体の統一性や対岸からの景観にも配慮が必要 築堤による残地について、建ぺい率を考える等、生活再建者への配慮が必要 まちづくりとしては、県道とのアクセス、回遊性、水辺へのアプローチにも配慮が必要 水際の散策路の連続性や、健康づくりの階段、子どもの遊べる空間等に配慮してほしい 市の事業として土地区画整理事業は難しい 整備後の生活への影響を把握するため、商店の業種について整理が必要</p>
地区毎の意見を聴く会	<p>堤防天端の道路は通学路になっているので、速度規制や柵等を設置し、歩行者への配慮が必要 堤防整備後の内水排除対策が必要 川と堤防は街としてどのような位置づけにするのか 堤防にはどのような価値(機能)を持たせるのか 市街地の整備も含めて考える必要があり、地域の合意があれば街路整備も進むのではないかと 川沿いの人は川を見るのが癒しであり、住環境に配慮した街並みとして欲しい</p>

(3) 本宮左岸地区のまちづくりの整備構想

まちづくり懇談会や地区毎の意見を聴く会の意見を踏まえると、本宮左岸地区のまちづくりの整備方針は以下のとおりである。



本宮左岸地区のまちづくり構想図

資料-2

整備構想

- ☆安全で定住できるまちづくり
- ☆まち並み・景観に配慮したまちづくり
- ☆歴史・川・緑を活かしたまちづくり
- ☆交流を育み賑わいのあるまちづくり



検討区域



豊原町の風景



水辺に親しむ駅前



豊原町商店街のほかにあふれる



自然を彩る水辺の風景



賑わい・緑豊かある河川沿道



川沿いの風景



水辺へのアクセスを高める

2. 治水対策と一体となった各ゾーンのまちづくりの構想

治水対策と一体となった各ゾーンのまちづくりのイメージは以降のとおりである。

(1) Aゾーン

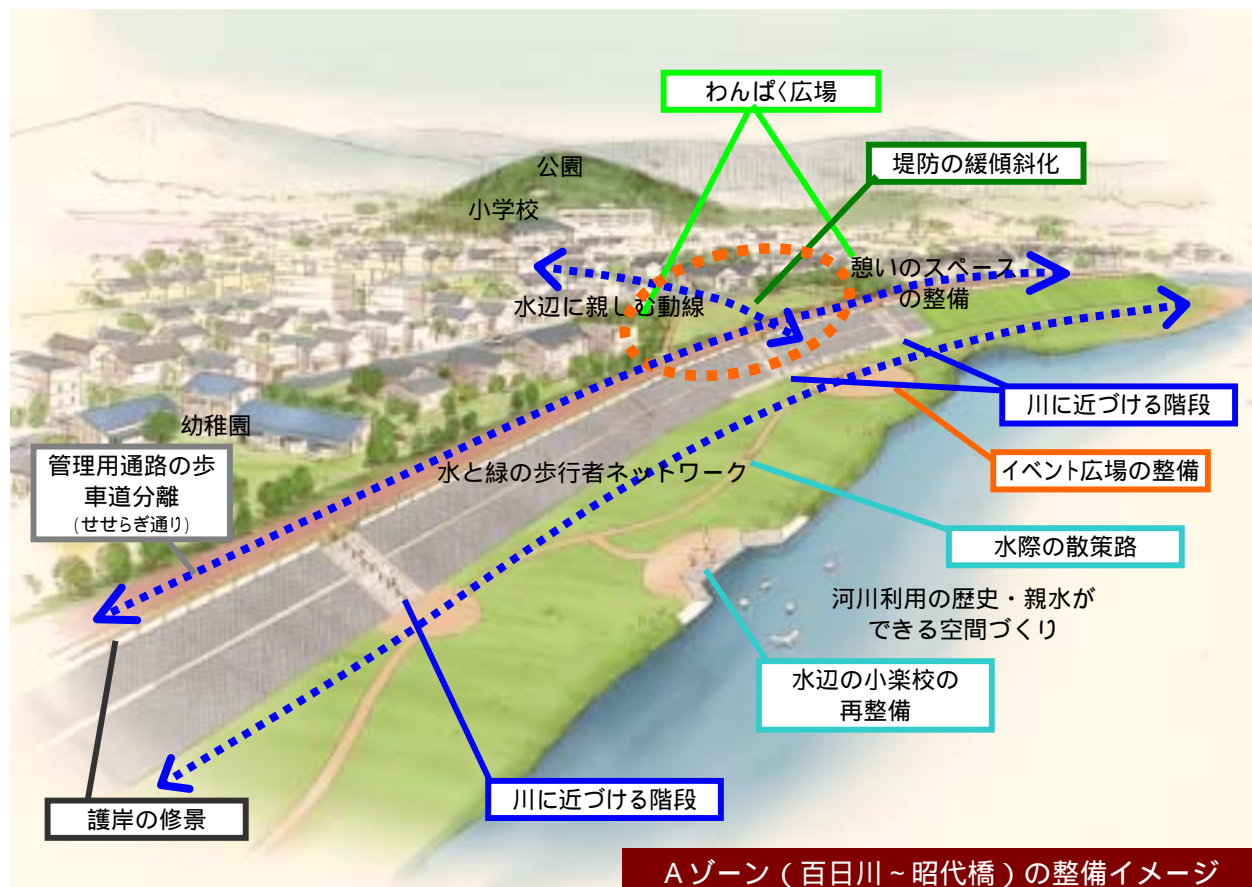


図 3-1 Aゾーンの整備イメージ

Aゾーン（百日川～昭代橋）の主な整備メニュー（案）は以下のとおりである。

まちづくりのコンセプト	主な整備メニュー（案）
安全で定住できるまちづくり	・下水道の整備推進
まち並・景観に配慮したまちづくり	・管理用通路の歩車道分離(せせらぎ通り) ・護岸の修景 ・堤防の緩傾斜化
歴史・川・緑を活かしたまちづくり	・水辺の小楽校の再整備 ・川に近づく階段 ・水際の散策路 ・憩いのスペースの整備(わんぱく広場)
交流を育み賑わいのあるまちづくり	・イベント広場の整備

赤字：治水対策と一体となって行う整備メニュー（案）

(2) Bゾーン

水と緑の歩行者ネットワーク

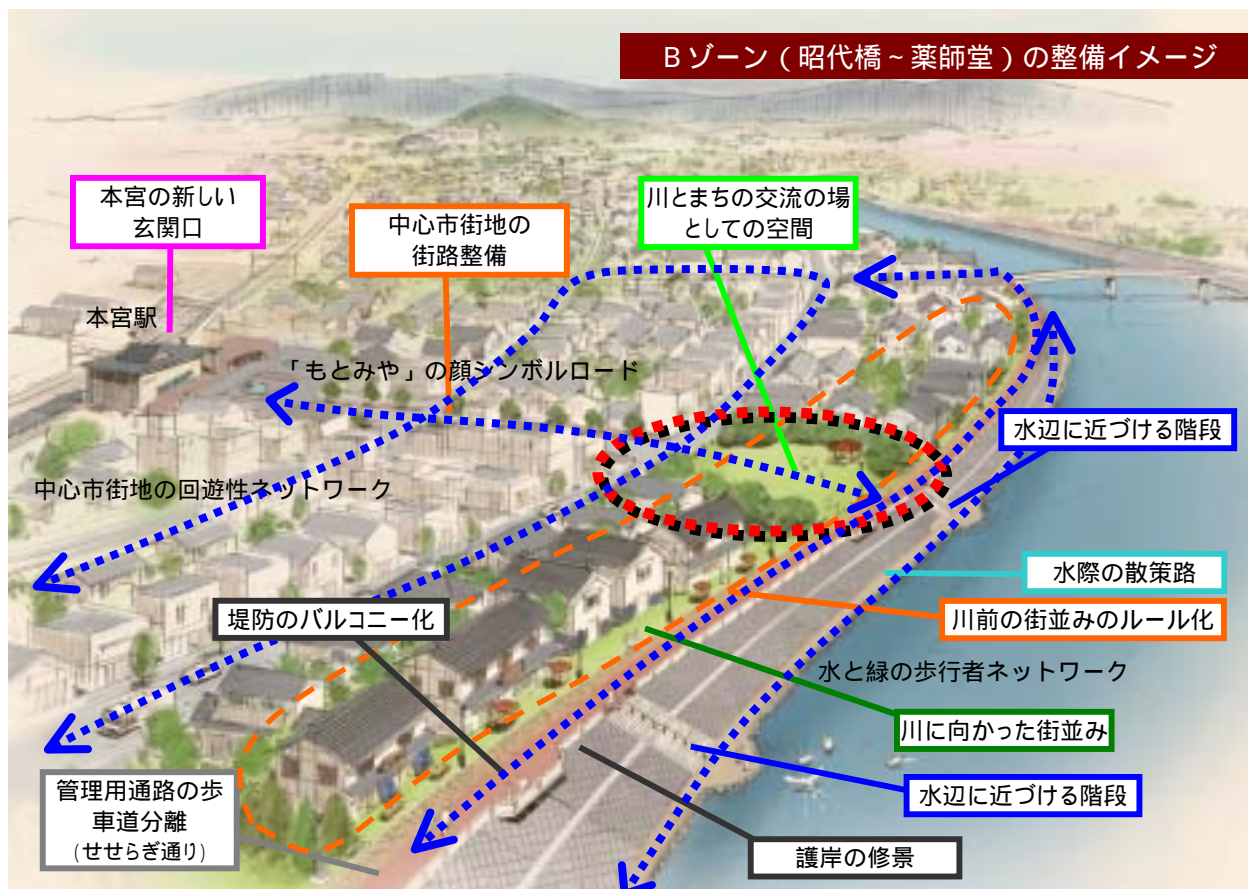


図 3-2 Bゾーンの整備イメージ

Bゾーン（昭代橋～薬師堂）の主な整備メニュー（案）は以下のとおりである。

まちづくりのコンセプト	主な整備メニュー（案）
安全で定住できるまちづくり	・建築物等の容積率の緩和
まち並・景観に配慮したまちづくり	・管理用通路の歩車道分離(せせらぎ通り) ・護岸の修景 ・堤防のバルコニー化 ・川前の街並みのルール化 ・左岸を眺望できる空間づくり
歴史・川・緑を活かしたまちづくり	・川に近づける階段 ・水際の散策路
交流を育み賑わいのあるまちづくり	・川とまちの交流の場としての空間づくり ・中心市街地の街路整備 ・本宮の新しい玄関口(駅前広場整備) ・中心市街地の回遊性の向上(歩道のバリアフリー化)

赤字：治水対策と一体となっていく整備メニュー（案）

(3) Cゾーン

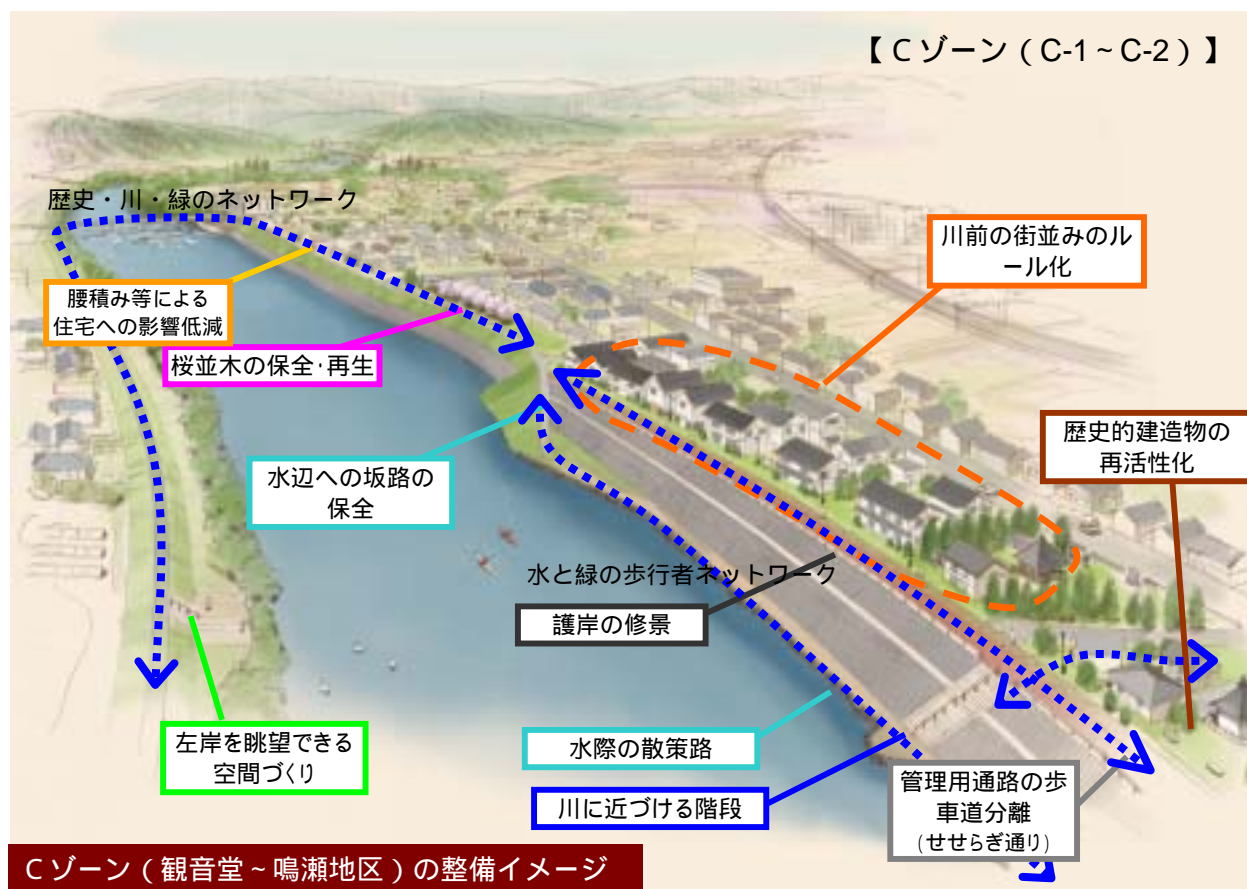


図 3-3 Cゾーンの整備イメージ

C-1ゾーン(观音堂~地域防災センター付近)の主な整備メニュー(案)は以下のとおりである。

まちづくりのコンセプト	主な整備メニュー(案)
安全で定住できるまちづくり	・下水道の整備促進 ・建築物等の容積率の緩和
まち並・景観に配慮したまちづくり	・管理用通路の歩車道分離(せせらぎ通り) ・護岸の修景 ・川前の街並みのルール化 ・左岸を眺望出来る空間づくり
歴史・川・緑を活かしたまちづくり	・歴史的建造物の再活性化 ・川に近づく階段 ・水際の散策路
交流を育み賑わいのあるまちづくり	・水辺への坂路の保全

C-2ゾーン(地域防災センター付近~鳴瀬地区)の主な整備メニュー(案)は以下のとおりである。

まちづくりのコンセプト	主な整備メニュー(案)
安全で定住できるまちづくり	・建築物等の容積率の緩和 ・腰積み等による住宅への影響低減
まち並・景観に配慮したまちづくり	・管理用通路の歩車道分離(せせらぎ通り) ・桜並木の保全・再生

赤字：治水対策と一体となつて行う整備メニュー(案)

3. 主な整備メニューの例

主な整備メニューの事例やイメージについて整理した。

せせらぎ通り (歩車道分離・カラー舗装化)

- ・堤防天端上の道路(管理用通路)は、歩道部と車道部を分離し、歩行者の安全性に配慮します。
- ・歩道部はカラー舗装化し、視覚的に車道と分離します。
- ・AゾーンやC-2ゾーンは川側に歩道を広くとり、川前に住宅を再建するBやC-1ゾーンは家屋側に歩道を広くとります。

AゾーンやC-2ゾーンの堤防天端道路イメージ

BゾーンやC-1ゾーンの堤防天端道路イメージ

車両の進入・速度規制 (進入規制・狭窄部設置)

- ・各ゾーンの入口、又は天端道路の一定間隔に、ポールによる狭窄部を設置し、大型車両の通行を規制するとともに、車両通行の速度規制を促します。
- ・ポールは着脱式又は可倒式とし、非常時には大型車両(消防車等)が通行出来るようにします。

ポールによる狭窄部設置イメージ

水辺に近づける階段 (健康作りの階段)

- ・堤防天端から水辺に近づくことの出来るよう、一定間隔で、水辺に降りられる階段を設置します。
- ・階段は幅4mとし、中央には高齢者等に配慮し、手すりを設置します。

階段と手摺りの事例

水辺に近づける階段 (パラペット部の陸閘(ゲート)の設置)

- ・堤防のパラペット部については、階段や水辺へのアクセスを可能とするため、階段部分に可動式の陸閘(ゲート)を設けます。
- ・陸閘(ゲート)については、洪水時には遮蔽し、パラペット部と一体となって洪水から守ります。

陸閘(ゲート)の設置事例

護岸の修景

(コンクリート表面の工夫)

- ・堤防の parapet 部 (コンクリート) の修景のため、洗い出しやはつり、化粧型枠等の工夫を行います。
- ・今の parapet の景観を尊重するため、洗い出しやはつり等の工夫は、最小限に留め、アクセントをつけるように配慮します。



はつり

洗い出し



化粧型枠を使用した例



通常

洗い出し

洗い出しコンクリート (支柱) の例



洗い出しによるコンクリート壁面の工夫例

堤防のバルコニー化

(眺望空間の確保)

- ・ parapet の直線区間に変化をつけて、川や対岸を眺望できるバルコニーの整備を検討します。



広瀬川 (旧梁川町) のバルコニーの事例

水際の散策路

(歩行者用の舗装整備)

- ・ 水際の高水敷の上に、2m程度の土系舗装等を施し、水際をネットワークする散策路を整備します。
- ・ また、階段との接続部は、多少広めのスペースを確保し、滞留出来る空間を確保します。



水際の散策路の整備イメージ



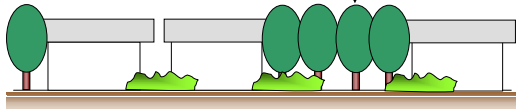
水際の散策路の事例

宅地の嵩上げ

街並みの工夫：川に面する街並みを生垣や並木により統一

- ・川に面して再建される家屋が部分的になり、街並みの連続性が喪失するところについては、宅地の生垣と連続した並木を配置することにより、緑による連続性のあるファサードを形成します。

川に面しない宅地の部分に植栽を配置



生垣と並木による景観の連続性を確保



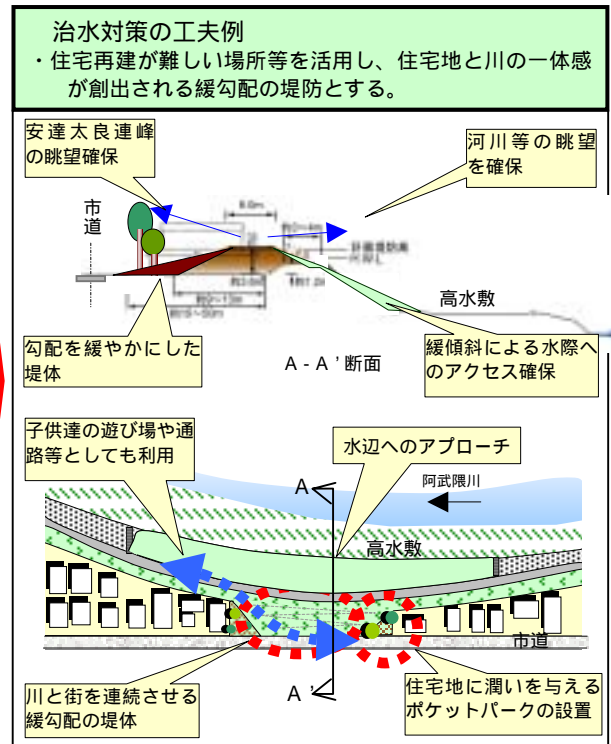
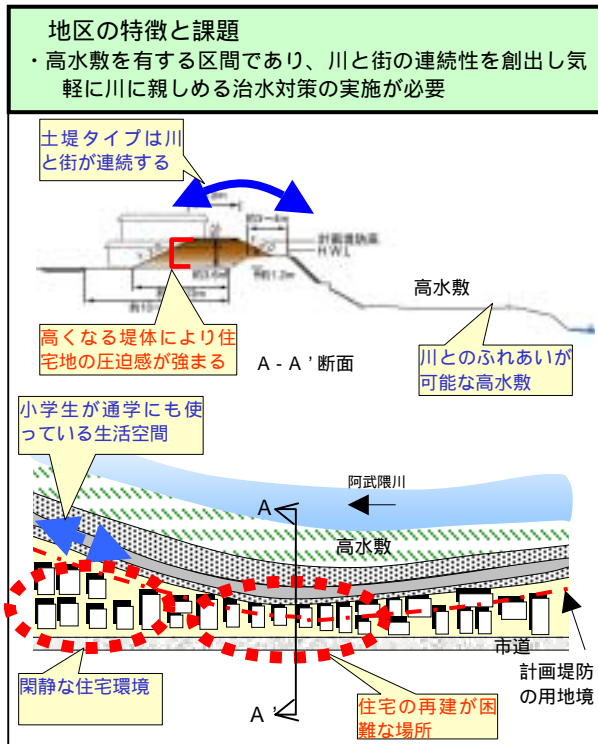
宅地の嵩上げ

街並みの工夫：中心市街地とネットワークする小道の整備

- ・川と街の回遊性が向上する仕掛けとして、河川整備により発生する小規模な短冊状の宅地を有効に活用して、緑豊かな小道を整備します。

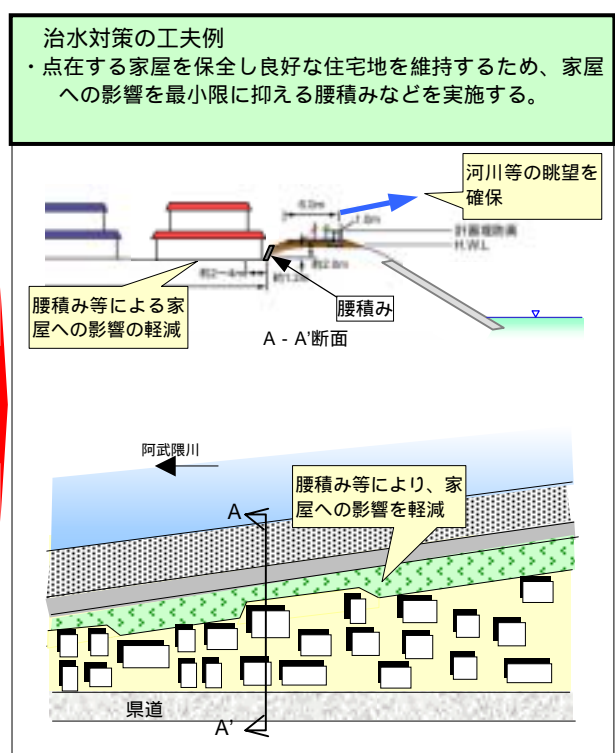
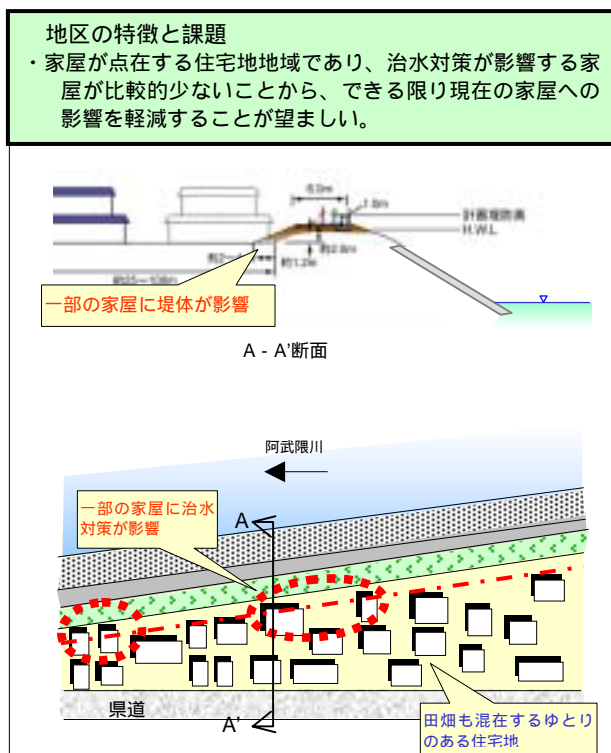


街との連続性、景観が良好な「堤防嵩上げ+パラペット案」をもとにしたまちづくりに配慮した治水対策の工夫例



ポケットパーク: 小さな公園、休憩場所

河川と住宅地の環境が調和する「堤防嵩上げ+パラペット案」をもとにしたまちづくりに配慮した治水対策の工夫例



第4章 事業の進め方

(1) 住民参加や関係機関の連携推進による事業の実施

本宮左岸地区は、阿武隈川の治水対策が隣接する市街地に大きな影響を与えることから、治水対策と一体となってまちづくりを進めることが必要・不可欠である。この「まちづくり」を進めるにあたっては、各事業主体が連携・調整を図るとともに、個別事業に対する地域住民との勉強会、ワークショップなどによる協働の取組みを深めながら、事業実施、維持管理など各段階における積極的な住民参加を図っていくことが望まれる。

特に、治水対策と中心市街地の活性化が一体となったこの事業は、住民が参画した取組みを進めることで地域として持続的なまちづくりが行われるものであることから、地域住民はもとよりNPO、商工会等の各種団体の参加も図り、地域と様々な関係者が一体となってまちづくりを進めていくものとする。

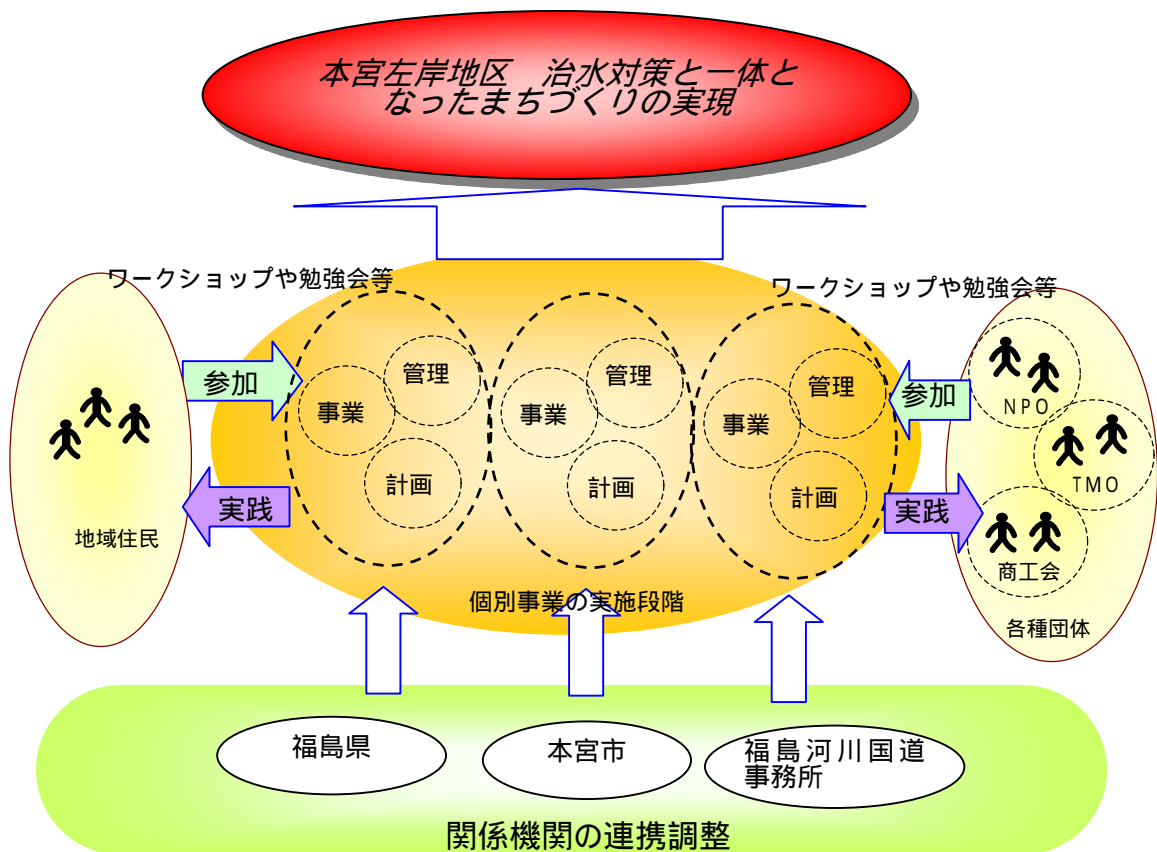


図 4-1 まちづくりにおける関係機関や地域住民などの連携による事業の進め方イメージ図

(2) 事業のフォローアップ

「阿武隈川本宮左岸地区治水対策と一体となったまちづくり」の実施にあたっては、地域住民や関係する機関の連携と役割分担をもとに十分な調整を図りながら事業を進めることはもとより、各実施段階における課題や状況の変化などに対応したきめ細やかな事業の実施が必要となる。

そのため、事業進捗の各段階において、各機関の事業実施状況やその評価、さらに必要なフォローアップを行うために、必要に応じて懇談会の委員等により構成する「フォローアップ委員会（仮称）」を開催し、各機関が連携した事業の実施を目指すものとする。

また、治水対策やまちづくりの実施にあたっては、計画・実施・評価・修正の一連のサイクルの中で地域住民と関係する機関が十分調整を図った整備を進める。

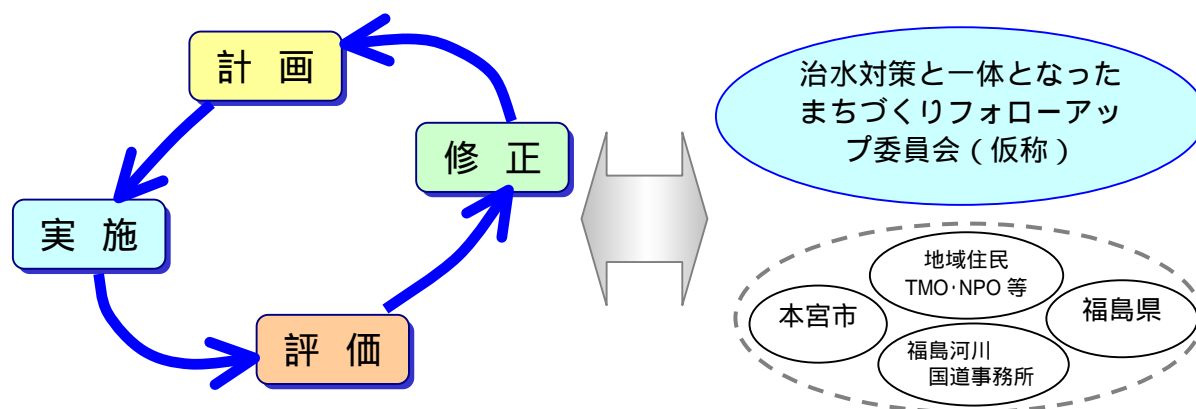


図 4-2 事業の実施段階におけるフォローアップの仕組みイメージ